

令和6年第3回定例会会議録（第3号）

令和6年9月17日

○出席議員（25名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	小野和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成
25番	泉武弘		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	和田健二	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	大野高之
教育部長	矢野義知	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	松屋益治郎	建設部次長	渡邊克己
総務部次長 兼総務課長	行部さと子	職員課長	河野幸夫

財 政 課 長	河 野 文 彦	情 報 政 策 課 長	新 貝 仁
文化国際課長	高 木 智 香	産 業 政 策 課 長	市 原 祐 一
生 活 環 境 課 長	堀 英 樹	生 活 環 境 課 参 事	和 田 万 里 子
高 齢 者 福 祉 課 長	阿 南 剛	障 害 福 祉 課 長	大 久 保 智
こども部次長 兼子育て支援課長	中 西 郁 夫	保 険 年 金 課 長	石 崎 聡
教 育 政 策 課 長	森 本 悦 子	学 校 教 育 課 長	宮 川 久 寿
学 校 教 育 課 参 事	吉 武 功 二	学 校 教 育 課 参 事	藤 内 護
社 会 教 育 課 長	姫 野 淳 子	消 防 本 部 次 長 兼 総 務 課 長	永 路 尚 道
消 防 本 部 警 防 課 長	後 藤 英 明	上 下 水 道 局 総 務 課 長	田 原 誠 士

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	次長兼議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	松 本 万紀子	補佐兼議事係長	甲 斐 俊 平
主 査	松 尾 麻 里	主 査	村 田 和 寛
主 任	定 宗 隆一郎	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第3号）

令和6年9月17日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（加藤信康） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 3 号により行います。

日程第 1 により、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○6 番（重松康宏） 公明党の重松康宏です。本日栄えあるトップバッターを務めさせていただくということで、今日はこけないようにしっかりと行ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

昨日は敬老の日ということで、各地でにぎやかに行事やイベントが行われました。総務省が公表した人口推計によると、65 歳以上の高齢者は 3,625 万人と過去最多を更新し、高齢化率も過去最高の 29.3%、別府市においては高齢化率は 34.34%と、全国平均よりさらに 5%高くなっております。高齢者の方が住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らし続けられますよう、高齢者政策のさらなる充実に力を尽くしてまいりたいと思います。

昨年、認知症やその疑いがあり、行方不明になった人は全国で 1 万 9,000 人余りと、これまでで最も多くなったことが分かりました。つい先日も、別府市在住の高齢者女性が行方不明になり、日出町豊岡で発見をされ、無事保護されたという記事が新聞に掲載をされておりました。高齢化が進む中、行方不明になる人の数は今後さらに増加していくと見込まれており、行方が分からなくなった際、迅速な発見につなげるための取組が自治体でも進められております。

そこでまず、別府市の認知症等で行方不明となったときの早期発見、保護、また御家族のための支援等の取組について伺いをいたします。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

認知症の高齢者等が独り歩きをした際に迅速に保護ができるよう、オレンジステッカー交付事業を行っております。これは、御本人がよく使用される靴のかかとなどに QR コードつきのシールを貼り付けることにより、自宅の帰り方が分からなくなった高齢者の方や、行方不明の方を発見した際に早期に身元確認並びに保護ができるものでございます。

次に、別府市認知症高齢者 GPS 機器購入費等助成事業がございます。これは GPS を利用して早期に居場所を確認できるものとして、機器を購入した御家族に対して補助金を支給するものでございます。

また、認知症の高齢者とその御家族の負担軽減として、別府市個人賠償責任保険加入制度も行っております。これは認知症の高齢者の方が他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償を負った場合、保険金の支払いを受けることができるものですが、先ほど説明しましたオレンジステッカー交付事業を申請された方に合わせて申請の御案内をしているところでございます。

○6 番（重松康宏） では、それぞれの事業の実際にどのくらいの人が利用されているか、その人数を御答弁ください。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

まず、オレンジステッカー登録者数は令和 5 年度末で 201 人、GPS 機器購入費等助成事業が 4 人、個人賠償責任保険加入者は延べ 66 人となっております。

○6 番（重松康宏） ありがとうございます。これらの事業をもっと多くの人に知っていただくために、さらなる周知が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

これまでに様々な場面にて広報を行ってまいりましたので、本課のみならず地域包括支援センターや、ケアマネジャーなど認知症高齢者を支える多くの関係職員は周知しているという認識ではございますし、市民に対しましては、市のホームページや別府市認知症地

域支援ガイドの配布、また9月アルツハイマー月間における市報での掲載などで、広く認知症に関する別府市の取組の紹介などを行っているところではございますが、さらなる広報の在り方につきましてはこれからも考えてまいりたいと思っております。

○6番（重松康宏） よろしく願いをいたします。

また、国は認知症高齢者等が行方不明になったときの対策として、行政や警察に加えて、地域の事業者や地域住民などが捜索に協力をするSOSネットワークという見守りの仕組みの整備を自治体に呼びかけておりますが、別府市ではどのようなネットワーク体制となっているか、お伺いをいたします。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

予防という観点から、地域の方や民生委員、自治会、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど、様々な支援機関等と連携し、その中で独り歩きをして心配だという情報等が上げれば、困りが起こる前の対応として支援の在り方を協議しているところでございます。

○6番（重松康宏） 予防というところで取り組んでいるとのことであります。実際、高齢者が行方不明となった場合の捜索の協力といったことまでの体制はできていないと、認識をしております。例えば郵便局、宅配事業者、タクシー会社等の事業者と協定を結んで、行方不明者の発見情報を提供してもらうことで、早期発見・保護につなげるこの見守りSOSネットワーク事業に、別府市としても取り組んではどうかと思います。御見解をお伺いいたします。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

生活支援体制整備や重層的支援体制整備事業など、公的機関における組織体制につきましては協議し、進めているところでございますが、民間を含めた組織体制の在り方につきましては、他市の取組を参考にしながらどういった組織で取組をするべきか、対象者も認知症高齢者だけとするのかなども含めまして、広い見地にて今後研究してまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏） よろしく願いをいたします。認知症になっても安心して暮らせる社会の実現のために、高齢者を地域で守る体制づくりの推進をぜひともよろしくお願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

介護紙おむつの補助についてお伺いをいたします。

介護の負担を軽減する制度として介護保険サービスがありますが、公的介護保険で、在宅介護に係るおむつ代は支給されるかどうか、お伺いをいたします。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

介護保険サービス種類としての、紙おむつの助成というのはございません。

○6番（重松康宏） ある調査によりますと、毎月のおむつ代の平均は1万円前後、介護の平均期間は50か月前後ということで、平均で50万円前後がかかることになります。おむつは消耗品です。1枚ずつでは大きな負担ではないように感じられますが、長期的に見るとかなりの経済的負担となります。高齢者サービスの一環として、おむつ助成制度を実施している自治体がありますが、別府市では、この負担軽減のための助成制度か何かあるか、お伺いをいたします。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

別府市では、家族介護用品給付事業の品目の一つで紙おむつを支給しております。

○6番（重松康宏） では、その家族介護用品給付事業について、支給要件、また支給方法など詳しく教えてください。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

本事業は、市内で65歳以上の高齢者と同居し、現に介護している方に対して支給するものでございますが、その他の要件といたしまして、生活保護、または市民税非課税世帯

であり、要介護4以上であることとなっております。

次に、支給方法でございますが、まず申請が必要で、給付決定後、発注表に必要な介護用品、例えば紙おむつ、尿取りパッド、清拭剤、防水シートなどがございますけれども、希望の品を御記入いただき、市に提出いただきましたら、業者が御自宅に介護用品を届けるようになります。ただし、給付限度額は月額1万円で、それを超える場合は自己負担となります。

○6番（重松康宏） それでは、実際に今言われたこの助成制度を利用している方はどのくらいいらっしゃるでしょうか、お伺いをいたします。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

令和5年度実績で申し上げますと、年間480件、実人数で約40人でございます。

○6番（重松康宏） 現在40の方が利用されているとのことですが、月額1万円、また支給される介護用品は紙おむつだけではなく、尿取りパッド、防水シート、使い捨て手袋などから選べ、また複数の組合せも可能であるとのこと、御本人また家族の方は大変助かっていると思います。

この介護用品支給要件の一つに、要介護4以上の方とありますが、排せつでの介助は、要介護2の判定基準の一つとなっており、見守りや介助が必要となってきます。さらに要介護3になると、食事や排せつは自分一人では行うことが難しく、日常生活にほぼ全面的な介助が必要となる介護レベルであります。このような点からも、支援、支給要件の基準を下げてはどうかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

別府市では、要介護認定となる高齢者数は増加傾向でございますし、非課税世帯の比率も高い傾向でございます。団塊の世代が75歳以上となり、様々な問題が生じてくると言われる2025年問題を控え、本市でも介護サービス等を利用することが多くなると言われる75歳以上高齢者につきましても年々増加傾向でございますので、要介護認定者の今後の推移も見ながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏） ぜひ、御検討よろしくお伺いをいたします。在宅介護で頑張っている家族の負担軽減のためにも、御検討をよろしくお伺いをいたします。

続きまして、要介護認定者の障害者控除についてお伺いをいたします。

先ほどのおむつ補助の件もそうですが、介護にかかる経済的負担が少しでも軽くないかとの御相談をよくいただきます。何か負担軽減となる施策はないかといろいろと調べていたら、障害者手帳を持っていない方でも、基準日に要介護認定を受けている65歳以上の方は障害者控除の対象となりますとありました。これについて、別府市ではどのようなになっているか、お伺いをいたします。

○障害福祉課長（大久保 智） お答えいたします。

本市においても、厚労省通知による高齢者の所得税法上の取扱いについて、及び高齢者の地方税法上の取扱いについてにより、所得税法施行令、または地方税法施行令に規定する障害者、または特別障害者として認定いたします。別府市障害者控除対象者認定実施要綱を平成16年12月28日に施行し、実施しております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。この制度、別府市でも実施しているということは分かりました。障害者控除の対象になるということは、所得税や市県民税の軽減につながると思いますが、私、恥ずかしながらこの制度のことは知りませんでした。また、皆さんこの制度のことを御存じなののでしょうか。知らない方もいらっしゃるのではないかと思います。現在周知はどのようにしているか、またその手続はどのようにすればよいのか、お伺いをいたします。

○障害福祉課長（大久保 智） お答えいたします。

当該制度につきましては、ホームページ上において周知をしており、ホームページには、対象者要件として年齢 65 歳以上の方、障害者手帳等の交付を受けていない方で、本実施要項において認定されます方に対し、障害者控除対象者の認定をいたしております。

具体的な事務の手續に関しましては、障害者控除の対象者の認定申請書を提出いただきます。その後、控除対象者の認否判定の後に、該当者には障害者控除対象者認定書を交付いたします。

- 6 番（重松康宏） ありがとうございます。周知については、今課長言われましたホームページ上で周知をしているということではありますが、そのホームページを見てみました。まず、障害者控除対象者認定と大きな見出しがあって、その下に対象要件の記述があります。年齢 65 歳以上の方、身体障害者手帳の交付を受けていない方、所得税法施行令及び地方税法施行令に規定する障害者または特別障害者に準ずる者として、障害者控除対象者の認定を受けようとする方といった記載でございます。

これを見ただけでは、実際今申しました年齢 65 歳以上の方で、要介護認定を受けている方が実際にこれに当たるのかどうか、自分がこれに当たるのかどうかということは、どこにも要介護認定を受けている方の記載がありませんので分からないというふうに思います。市ホームページの高齢者福祉課のところに、例えば要介護認定を受けている方の障害者控除についてのような見出しと、また詳しい説明の記載があれば、こういった方が自分もそういった対象になるということが分かるのではないのでしょうか。いかがお考えでしょうか。

- 障害福祉課長（大久保 智） お答えいたします。

障害者または特別障害者に準ずる者の認定基準の審査は、介護保険法に規定する要介護認定または要支援認定を受けている者の、直近の要介護認定または要支援認定を受けた際の記録、その他資料により調査いたしますので、高齢者福祉課と近い制度となっております。両課のホームページ画面から、当該情報へ御案内ができますように考えております。

- 6 番（重松康宏） ぜひよろしくお願いします。行政の手續というのは、申請主義が原則ですが、制度それ自体を知らなければ申請することもできません。障害者控除の認定を受けて申告をすれば、かなりの負担軽減につながります。今後は様々な場面でこのことの周知をよろしくお願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

障がい者の 65 歳問題についてお伺いをいたします。

障害福祉サービスを利用していた方が 65 歳を迎えると、原則として介護保険サービスを優先的に利用しなければならなくなり、従来の障害福祉サービスを受けられなくなるという 65 歳問題、65 歳の壁があります。介護保険に相当するサービスがない同行援護や行動援護、また重度訪問介護、就労継続支援などについては、障害福祉サービスを引き続き利用はできますが、障害者総合支援法では、介護保険に同様のサービスがある場合は、介護保険サービスを優先するよう求める規定があるため、それまで受けていたサービスが受けられなくなったり、急に経済的負担が増えたりするなどの不都合が生じております。先日私もそのような御相談をいただきました。

そこでまず、この問題についての認識をお伺いをいたします。

- 障害福祉課長（大久保 智） お答えいたします。

65 歳に到達した方の介護保険法適用開始につきましては、国の指針どおりに実施するものでございます。

- 6 番（重松康宏） ありがとうございます。今の御答弁、国の指針、いわゆる障害者総合支援法の介護保険優先の原則ということだと思いますが、それでは 65 歳を迎える方に対してサービス等が切り替わるに当たり、その説明なども含め、本市ではどのように対応しているのか、お伺いをいたします。

○障害福祉課長（大久保 智） お答えいたします。

65 歳に到達する年の 1 月に、対象者一覧及び介護保険適用開始をお知らせいたします。障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行についての御案内を相談支援事業所へ通知し、それ以降も毎月 15 日に、当事者の障害サービス計画案を作成しております相談支援事業所へ 65 歳到達者の確認を御案内いたしております。

○6 番（重松康宏） 厚生労働省は、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはしない。また、介護保険利用前に必要とされていたサービス料が、介護保険利用開始後に大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたいとの通知を出し、市町村が利用者の意向を聞きつつ判断する重要性を強調しております。そのことについての本市の対応をお伺いをいたします。

○障害福祉課長（大久保 智） お答えいたします。

65 歳以降も滞りなく支援が受けられるよう、厚労省の通知に基づき、障害福祉雇用のサービスについては、65 歳以降の継続利用を可能にしております。また、介護保険と障害福祉サービスの利用につきましても、御本人や支援関係者から利用の意向を聞き取り、把握し、適正なサービス給付に努めております。

○6 番（重松康宏） 利用者の意向を聞きつつ、適正なサービス給付に努めていただいているとのことですが、それでもサービス受給料や経済的負担などについて不便、不都合を感じている方がいらっしゃいます。そのような場合の相談窓口はどのようなになっているか、お伺いをいたします。

○障害福祉課長（大久保 智） お答えいたします。

障害福祉サービスを継続受給し、介護サービスと併給する方は、ケアマネジャーと相談支援専門員が伴走支援いたします。介護サービスのみを受給される方は、障害福祉サービスを受給していたときの担当相談員からケアマネジャーへ障害福祉サービス情報を提供し、引き継ぎを行いますので、65 歳到達前であれば相談、担当の相談支援専門員へ、65 歳到達後であれば、ケアマネジャーへ相談をお願いいたします。

○6 番（重松康宏） ありがとうございます。厚生労働省が先ほどのような通知を出すということは、国としてもこの問題を認識している表れだと思いますので、引き続き、担当課と相談支援専門員やケアマネジャーが連携を取りながら、可能な限り当事者の意向に沿った対応をお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

食品ロスについてお伺いをいたします。

まだ食べられるのに廃棄されている食品ロスについて、政府は 2030 年度までに 2000 年度比で半減させることを目標に掲げ、食品ロス削減の推進に取り組んだ結果、2022 年度の発生量が 472 万トンとなり、政府の目標を 8 年前倒しで達成したことが分かりました。

それでは、別府市の過去 3 年間の食品ロス量の状況はどのようなになっているか、お伺いをいたします。

○生活環境課参事（和田万里子） お答えいたします。

食品ロスに関しましては、大分県と本市を含む県内自治体及び民間企業等が協力し、県全体の食品ロス削減に取り組んでおります。市単位での食品ロス量は推計しておりませんが、大分県の過去 3 年間の家庭系・事業系を合わせた発生量全体の食品ロス推計量は令和 2 年度が 4 万 5,008 トン、令和 3 年度が 4 万 4,994 トン、令和 4 年度が 4 万 1,139 トンと着実に減少しています。

○6 番（重松康宏） ありがとうございます。今ありましたように、別府市を含めた大分県でも、食品ロスの量は確実に減少していることが分かりました。来月 10 月は食品ロス削減月間ということで、様々な取組や啓発活動が活発に行われますが、別府市ではふだんから食品ロス削減に向けた取組としてどのようなことを行っているか、お伺いをいたします。

○生活環境課参事（和田万里子） お答えいたします。

一般家庭でできる取組としましては、使い切れる量の食材を購入する使い切りや、食べきれぬ量の料理をして残さず食べる食べきりなどの運動を推進しています。また、大分県主導の事業ですが、飲食店等を経営されている皆様には、九州食べきり協力店に登録いただき、ハーフサイズや小盛メニューの設定のほか、年齢構成や男女構成に応じたメニューを提供することで、食べ残しの発生抑制に協力いただいております。

あわせて、食品ロス削減推進のポスターを店舗に貼っていただくなど、啓発活動にも御協力いただいております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。外食時の食品ロス削減に向けては、食べきり協力店登録の推進をしているとのことですが、この食べきり協力店というのは別府市内には何店舗あるか、お伺いをいたします。

○生活環境課参事（和田万里子） お答えいたします。

令和5年度末時点での大分県内の登録数は423店舗で、そのうち別府市内は33店舗です。

○6番（重松康宏） 食べ残し等の削減に取り組んでいただけるこの食べきり協力店、現在別府市内33店舗ということで、さらに増やしていく取組とともに、ハーフサイズや小盛メニュー、年齢構成や男女構成に応じたメニューを提供するこの食べきり協力店の存在を、もっと広く市民の皆さんに知っていただく工夫も併せてお願いをしたいと思います。

また、環境省では、外食産業に伴う食品ロスの具体的削減の一つとして、まずは食べきを優先しつつ、それでも発生してしまう食べ残しについては自己責任で家庭に持ち帰る、m o t t E C Oを推進しています。群馬県や東京都杉並区では、県や区を挙げてこの取組を進めております。別府市においても、このm o t t E C Oの取組を、先ほどの市内の食べきり協力店に広めることはできないか、お伺いをいたします。

○生活環境課参事（和田万里子） お答えいたします。

飲食店の方にとって、心を込めて作った料理を廃棄することは大変つらいことだと思います。m o t t E C Oの活動を周知するためのステッカーなどを環境省が作成していますので、これらを店内に貼るなど活用していただき、料理の持ち帰りが可能なことをアピールできれば、積極的に持ち帰りが行われるようになるのではないかと考えます。

九州食べきり協力店は、大分県が募集し、登録を行っていますが、県下には多くの協力店が登録していますので、年数回開催される大分県食品ロス削減推進協議会の場でm o t t E C Oを推進する取組を提案したいと考えております。

○6番（重松康宏） ぜひ、よろしくお願いをいたします。

また、別の取組といたしまして、消費期限が近い等の理由で売れ残りそうな食品を出品して、それを利用者がお得に購入をする、販売者と消費者をつなげるタベスケというマッチングサービスがあります。これは売れ残りそうな食品等をお店が出品して、利用者がスマートフォンやパソコン等から商品を購入予約をし、利用者がお店に出向き、支払いと受け取りを行うシステムです。利用者にとっては、食品ロスの削減に気軽に参加でき、またお得に商品を、食品を購入できるなどのメリットがあり、またお店も食品廃棄量を減らすことができ、さらに収益も確保できるなどのメリットがあることから、現在全国で約30の自治体が導入をしております。別府市でもこのタベスケを導入してみたいかどうか、お伺いをいたします。

○生活環境課参事（和田万里子） お答えいたします。

食品ロス削減マッチングサービスであるタベスケは、協力店となる販売者が、これまで廃棄するほかなかった余剰食品を出品することで食品ロスを減らすことができ、消費者は食品を安く購入できるなど、双方にメリットをもたらしつつ、食品ロス削減に貢献できるサービスではありますが、マッチングサービスを利用するために必要な市が負担する初期導

入費用やランニングコストなど、予算面の問題もありますので、まずは先行して導入している自治体の状況を調査研究してまいります。

- 6番（重松康宏） よろしく願いいたします。日本は食料を大量に輸入しているのに、その多くを捨てている現実があります。また、多くの食品ロスを発生させているのに、毎日の食事に困っている子どもがいます。日本の文化であるもったいないの心を大切にしながら、私自身、身近にできる食品ロスの取組を行っていきたいと考えます。

では、最後に児童手当について伺いをいたします。

今や福祉を口にしない政党、政治家はいませんが、60年前、大衆福祉をスローガンに掲げ結党した公明党に対し、ほかの政党からは、福祉は政治なんかではないなどと批判を浴びながらも、岩盤に爪を立てる思いで福祉政策の実績を一つ一つ積み重ねてまいりました。教科書の無償配付しかり、またこの児童手当しかりであります。

この児童手当については、公明党は他党に先駆けて児童手当法案を国会に提出をし、1972年、昭和47年の児童手当創設をリードしてきた、言わば生みの親であります。その後、一貫して拡充を推進してきた育ての親でもあります。そして本年6月に、改正子ども子育て支援法が可決をされ、10月分から児童手当がさらに拡充されることが決まりました。

今回の改正では、受給資格や支給額などが大きく変わりますが、まずその改正内容について御説明ください。

- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

今回の児童手当の制度改正は大きく5点ございます。まず1つ目ですが、受給者の所得制限が撤廃されます。これにより、これまで所得超過により支給されなかった方も支給対象になります。

2つ目は、支給対象児童が現在の中学生までから高校生の年代までに拡大されます。

3つ目は、第3子以降の支給額が現在の月額1万5,000円から3万円に増額されます。

4つ目は、第3子以降を数えるための上の子の対象年齢が22歳の年度末までに拡大されます。

5つ目は、手当の支給時期が現在の年3回から年6回に増えます。偶数月の支給というふうになります。改正後の初回の支給は令和6年12月10日を予定しております。

- 6番（重松康宏） ありがとうございます。今回の改正点を大変分かりやすく、今説明をしていただきました。ありがとうございます。

その中で、説明のあった4つ目の第3子以降を数えるための上の子の対象年齢が22歳の年度末までに拡大されるということについて、もう少し詳しく御説明ください。

- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

令和6年10月分以降の児童手当拡充のうち、多子加算については、第3子以降を3万円というふうになりますが、第3子の考え方について御説明いたします。

1つ目ですが、子どもが3人以上おり、22歳年度末までの上の子の対象とし、進学か否かにかかわらず、親等の経済的負担がある場合、22歳年度末までの子が支給要件児童とします。親の経済的負担とは、看護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつその生計費の相当部分を負担していることであります。経済的負担をしているかを確認するために、22歳までの子について確認書を提出していただき、加算を判断いたします。

- 6番（重松康宏） ありがとうございます。多子加算の子の数え方について説明をいただきました。例えば20歳の大学生、高校生、中学生のいる家庭では、今月9月までは高校生の子どもを第1子、中学生の子どもを第2子と数え、多子加算の対象にはなりませんでしたが、10月からは親の経済的負担があれば、20歳の大学生の子どもを第1子、高校生の子どもを第2子、中学生の子どもを第3子と数え、多子加算が適用されるということで理解をいたしました。

このように少し複雑な今回の改正ですが、具体的にはどのような場合に手続が必要で、またどのような場合には手続が不要なのか御説明をください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

今回の改正に伴い、申請の手続が必要な方は、現在児童手当や特例給付を受給していない方で、次のいずれかに該当する方になります。1つ目ですが、所得の上限限度額を超過し、児童手当特例給付を受給していない方。次が支給対象児童が高校生年代の児童のみの方。3番目は第3子以降の加算、いわゆる多子加算の対象となる18歳から22歳までの支給要件児童がいる方、最後ですが、兄弟児童が児童手当を受給しています、受給はしているんですが、高校生年代の児童と別居した後、また市への届出をしていない方というふうになります。

手続が必要ない方でございますが、現在既に児童手当を受給している方は、手続は必要ございません。

○6番（重松康宏） 申請手続が必要な場合について説明をしていただきましたが、それに該当するかどうかは、どのように指定することができますか。

また、いつまでに手続をすればよいか、またさらに担当課として、申請に漏れのないようなどのような対策を考えているか、併せてお伺いをいたします。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

先ほど御説明しました手続が必要な方につきましては、8月6日から市の公式ホームページで周知をしております。また、市報9月号にも掲載しております。子育て支援課にてまた申請が必要と思われる方には、申請勧奨の通知を個別に送付しております。

申請の締切りでございますが、10月の改正に間に合うために9月末日としておりますが、最長で令和7年3月31日までに申請をしていただけたら、遡及して10月からの改正が適用できるようになっております。

申請に漏れのないような措置としましては、8月に行われました児童扶養手当の現況届の際、申請が必要な該当者については個別に御説明させていただいております。また、来年3月までの間に数回の申請勧奨を計画しております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。担当課の方は今後電話での問合せ、また窓口での対応、また申請勧奨業務など、かなり負担が増え、大変になってくると思いますが、丁寧な説明と親切な対応で、今回の改正の手続がスムーズに行えるよう、よろしくお願いをいたします。

続きまして、ギャンブル依存症家庭における児童手当の対応についてお伺いをいたします。

まずその前に、児童手当を実際に受け取る際の受給者についてお尋ねします。一般的には受給者はどのような方になるのか、またそれは任意に変更できるのかどうか、教えてください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

児童手当法第4条において児童手当を受給できる者、いわゆる受給者について、支給要件児童を監護し、かつ、この子どもと生計を同じくする父母等で日本国内に住所を有する方のうち、生計を維持する程度の高い者と規定されております。

また、生計を維持する程度の高い者の判断は、住民票でどちらが世帯主か、どちらの収入が高いか、健康保険でどちらが世帯主か、住民税などでどちらの扶養になっているかなどを総合的に考慮し、受給者かどうかを判断します。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。様々な規定があり、任意には変更できないということで理解をいたしました。その際、受給者がギャンブル等依存症の場合、受給した児童手当を子どものためではなく、ギャンブルに使い込むおそれがあることから、このよ

うな場合、受給者の変更ができるよう、国からも通知をされております。別府市においてこのようなケースはあるかどうか、お伺いをいたします。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

令和5年5月19日付で、こども家庭庁から通知がございました。この中で、受給者が自分の収入や児童手当をギャンブルなどに充て、児童の養育について省みないような場合は、配偶者を受給者とすることができるとなっていますが、この取扱いについては、適切な実態把握に努め、状況の聞き取りなどのほか、提出された関係資料、例えばギャンブル等依存症に係る診断書なども含め、総合的に判断する必要があるというものでございます。別府市では、これまでに適用した事例はございません。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。確かに国の通知では、ギャンブル等依存症による受給者の変更の場合、ギャンブル等依存症である診断書などにより判断するというように、かなりハードルが高い印象があります。しかし、該当する家庭にとっては切実な問題であります。診断書なしでも受給者の変更ができるよう、別府市においても検討していただきたいと思います。御見解をお伺いをいたします。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

ギャンブル等依存症による受給者の変更につきましては、適切な実態把握に努め、状況の聞き取りなどのほかに提出された関係資料、例えばギャンブル等依存症に係る診断書等も含め詳細な調査を行った上で、受給資格の有無について個別総合的に判断する必要があると思います。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。児童手当は家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした制度であります。現在、別府市ではそのようなケースはないとのことですが、潜在的には悩みや問題を抱えている方はいらっしゃるのではないかと思います。

今後そういった相談があればすぐに適切な対応が取れるよう、早急に検討を進めていただきたいと思います。お願いを申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○10番（阿部真一） 自民新政会の阿部真一でございます。

それでは、一般質問に入らせていただきたいと思います。初めに、教育行政についてでございます。

この教育行政についての一般質問の通告でございますが、発達障がい等課題のある生徒、児童に対する教育現場での環境の改善ということで、質問の通告をさせていただきました。これは、通常であれば特別支援学校、そして今、通常の学級でお子さんたちが授業を受けているわけですが、法改正の中ここ10年、やはり発達障がいと呼ばれるお子さんの教育指導、子ども同士の中のコミュニケーションの中でも、いろいろな面で問題、そして学校現場で混乱がおきているということをマスコミのニュースや、ある種こういった発達障がいのお子さんに対しての増加傾向であるということで、国、県、そして地方の教育委員会の行政が取り組んでいるわけですが、発達障がいのあるお子さんに対しての対応というのは、現時点では国、県の法律の観点から言うと地方行政、地方の教育委員会に施策として対応を投げかけられている、任せられていると言っても過言ではありません。これ国の教育の方針、教員の不足等の問題もございしますが、地方行政が担う、発達障がいのある児童生徒の対応というのが、やはり教育委員会の今後進むべき一番の市民、そして保護者、我々と共通する課題であるというふうに認識させていただきまして、質問を通告しました。

全国で見ると、令和2年度の数字でございますが、自閉症である疑いがある生徒の数3万2,300名、学習障害3万600名、情緒障害2万1,800人、注意欠陥・多動性障害3万3,800

名ということで、全国で16万4,700名ということで、文科省のインターネットの数値で出ています。過去10年前を遡ると2.3倍に増加しております。このお子さんたちの通常の学び舎である学校は、通常の授業の中で学習、勉学に取り組んでおられるわけですが、全国的に見ても右肩上がりに増加している、この発達障がい疑いのあるお子さんに対する人数、別府市ではどのような数字で推移しているのか、教育委員会の中で、出せない数字かもしれませんが、分かる範囲でお答えしてください。

また、別府市は、独自の単費の予算で、生き生きプラン特別支援員の予算を1億円弱、50名で組んでおります。これの今、配置状況についてもお答えいただけますか。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えします。

市内小中学校において、個別の支援が必要と捉えている児童生徒数は、令和4年度は小学校531人、中学校143人、令和5年度は小学校597人、中学校162人、令和6年度は小学校605人、中学校146人です。

また、令和6年度に学校に配置している別府市独自の特別支援教育支援員については、別府市内小中学校に50名配置しております。

○10番（阿部真一） 今、答弁いただきました。令和4年度では小学校531名、中学校では143名、令和6年度では小学校605名、中学校146名ということで答弁ありました。この数字を私個人的に見ますと、やはり増加傾向であるのはこの別府市の教育現場、小中学校の教育現場においても見取れる数字でございます。この観点、私は別府市が増加傾向にあるという状況、教育委員会はこの数字を見てどのようにお考えなのか、御答弁いただけますか。

○学校教育課参事（吉武功二） 増加傾向にございますので、しっかりと支援をしていきたい、そのように考えております。

○10番（阿部真一） それでは、教育委員会も私の視点と同じで、増加傾向にあるという共通見解であることをここでお示ししていただいたわけなので、増加傾向にあるということは、学校現場でのこの障がいのある子どもたちへの配慮、子どもたちへの教育の環境、教職員や県の人事でございますので、県の教育委員会の指針に従うところが多くあるとはございますが、やはり発達障がいのあるお子さんに対する配慮というのは、先ほど答弁いただきましたように増加傾向にあるという教育委員会の見解からも、やはり別府市の教育委員会でもしっかり注視しながら、責任を持って学校の環境整備に努めていただきたいというふうに思います。

それでは、増加傾向にある別府市の教育の小中学校の現場でございますが、教職員に対する影響、これ大変多いことが考えられます。恐らく給食も含めて、こういった事案によって学校の教職員の職務に支障を来す、そういった上でこの小中学校の教員、別府市に限定すると、恐らくお答えが難しいと思いますので、大分県の小中学校の教員の休職者数をお答えいただけますか。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えします。

令和4年度に鬱病などの精神疾患で休職した大分県内の公立小中学校の教員は、41名でございます。

○10番（阿部真一） 事前にいろいろこちらからもお聞きしたところ、やはり教職員の負担、そしてこういった鬱病などの精神疾患等で、全てがこういった学校現場の教育の指導に対しての理由ではないとは思いますが、県、別府市はこういった数値を把握しているのですが、個人情報の観点からもなかなか公表ができないということで理解をしております。

ただ、この教職員の置かれている環境が本当に厳しいものなのかどうかというのは数字、教職員のこういった休職者の数字とか、先ほど答弁いただきました支援が必要とされる生

徒の人数からしか把握することができません。そういった観点で考えますと、学校現場の教職員の率直な、困り事の声というのは、別府市の教育委員会はどのように把握していますか、御答弁いただけますか。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えします。

校長会、そのほか様々な場において、教職員の声を聞いております。

○10番（阿部真一） 様々な声を聞いているということではありますが、私の知ってる範囲の聞き取り、認識でありますと、やはり若い教員、特にまだ10年を満たない教員の、授業での混乱、学級崩壊という言葉がありますが、そういった中でのやはり学校の指導に苦慮されている、そういった状況というのは私自身は耳にすることがあります。教育委員会としては、管理職である校長会、教頭会を通してその学校の教員に別府市教育委員会として指導しているということですが、これは慢性的にある問題でございます、恐らく教育委員会が把握している問題よりも、恐らく水面下でもっと苦慮されている、学校現場で子どもたちの教育に当たる先生たちのすごい負担になっていると私自身は思います。

その観点から言うと、現時点での別府市教育委員会が管理職である校長、教頭に、担任の先生などに指導しているという答弁がございましたが、現時点では十分であるかどうか。学校現場の管理職、学校現場で教育に従事される教職員の負担軽減になっているのかどうか、率直な意見をお聞かせください。

○学校教育課参事（吉武功二） 教職員の負担軽減につきまして、さらに教員の声を聞きながら対応していきたいというふうに考えております。

○10番（阿部真一） 答弁としては、今のが精いっぱいなのかなというふうに思います。やはり雇用の面から考えても、現場の教職員は県の雇用でございますので、県に従うところが多い部分であります。こういったグレーゾーンというところとあれですけど発達障がいのある生徒への配慮、その部分をやはり地元の教育委員会が把握をしっかりと、県のほうにしっかりと伝えていくべき、県、国の指針としてはいろんな施策を取っておりますが、まず特別教育支援員の教育に関する教員の研修体制、若い先生方の教育体制はどのように行っているのか、御答弁いただけますか。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えします。

別府市独自で雇用しております特別支援教育支援員の研修については、年間1回、外部からの専門講師を招き、個別の支援が必要とされる児童生徒への具体的な支援策や指導法についての研修を実施し、資質の向上に取り組んでおります。

教員の研修としては、各学校の校務分掌に位置づいている特別支援教育コーディネーターを中心とした校内研修、県の個別の指導計画推進教員による巡回指導研修、県教育センター等での専門研修を行っております。

○10番（阿部真一） この指導体制、しっかりと、別府市の教育委員会は現場の小中学校にしっかりと行われているのか、チェックをしっかりとされておりますか。

○学校教育課参事（吉武功二） 研修についてどのような形で行っているかということ、しっかりと今後も見ていきたいというふうに思っております。

○10番（阿部真一） 現時点で、しっかりと現場の学校と共有、教育委員会が取っているかお答えいただけますか。

○教育部長（矢野義知） お答えいたします。

今言われました現場との情報の共有につきましては、機会あるたびに我々としても現場の声を聞いて、何が必要なのか、そのときそのときの適切な判断をしていっているというふうに考えております。

○10番（阿部真一） この質疑に入る前に言いました。やはり発達障がいのある子どもへの

配慮というのは、やはり地方の教育委員会が国、県からの通達を見ると、努力義務ではありませんが実態調査を踏まえた政策の方針を課せられている部分がございます。答弁のほうをいただきましたが、県、国の指針にのっとって別府市の教育委員会も、学校現場の本当の声というのを聞く体制にはなっていないのではないかなというふうに、私自身は実感をしていますし、保護者、学校の教員からも、そういった声が届いているところでございます。

それでは、県、国で、こういった発達障がいのあるお子さんへの配慮をする上で、平成28年12月に学校教育基本法が改正され、平成30年に施行されております。この中で、通級における指導が国、県のほうでなされているわけでございますが、この通級という取組の仕組み、どういった生徒がこの通級に授業として通えるのか、御答弁いただけますか。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えします。

現在、別府市にある通級指導教室は、ADHD、LD、自閉症等の自閉症情緒障がいのある、個別の指導が必要な児童生徒を対象としております。

指導内容は、学習上及び生活上の困難を克服するための障害の状態に応じた専門的な指導である自立活動を行います。例えば、他者の気持ちを読み取ることが難しい子どもが、イラストや写真から他者の気持ちを想像する学習を行います。教科の補充学習ではありません。

令和6年度に別府市に設置されている通級指導教室は、小学校1校でございます。

○10番（阿部真一） 教育長、これ県の指針でやっているわけでありましたが、過去3校で、別府市はこの通級教室を行っておりました。現在、令和6年度1校、大平山小学校でございませうかね、通級を県から指定を受けてやっているところでございます。先ほどの数字の増加傾向という部分で言うと、市内ある小中学校の数からすると、県の加配に関して通級の教室の設置はかなり少ない数字でございます。

これを考えたときに、やはり乱暴な言い方をしますと、県は通級の観点からこういった指導ができる教室の設置を1校だけとしております。残りの学校については、別府市の教育委員会さんで頑張ってくださいと、こういうふうに受け止められる部分がございますし、また別府の教育委員会としても県に対して、やはり別府の状況はこうじゃないんだ、もう少し過重な配慮が県からも必要だというふうに、やはり声は上げているとは思いますが、なかなか数字としてここ数年反映をしていないというのが現状であります。そうするとやはり、別府市の教育委員会が独自の政策としてこの通級を行っている県の施策、国の方針に見とって、大分県では、由布市の狭間小学校、臼杵市の臼杵小学校が小中の通級の指導、重点指導校ということで県から任命されて取組を行っております。

まず、こういった通級の在り方、他都市の部分で別府市の教育委員会でぜひ調査研究をしてください。通級に関しての部分というのは様々な地域課題、地域の状況がある中で取組をしている部分がございます。私もまだ臼杵、狭間に行って調べていませんが、こういった取組をしているか非常に興味があるんで、また今後行って調べてみたいと思いますので、ぜひ別府市でも、こういった配慮の下、こういった通級の指導教室を開設しているのか、またこの先にあるのは別府市の1校だけではやはり足りない。これ学校の先生が、教職員が配置につきますんで、現実この教職員が少ない中、新卒の教員の採用も右肩下がり、少ない中、現実右肩上がりになるというのは非常にナンセンスな話でございますので、やはり今別府市で行っている生き生きプラン、ソーシャルワーカーを含めたいろんな協議の中で学校現場での課題、そして保護者が持っている課題、そういったのを一度集約をしていただいて、もう国、県の予算待ってたら恐らく間に合いませんので、別府市での持ち出しでも早急に、こういった発達障がいのあるお子さんへの教育の配慮をスピーディーにやっていただきたいというふうに考えております。

それと、この特別支援教育における他課、外部機関との連携についてでございますが、予算決算特別委員会でも質疑をいただきましたが、この数字ですね、人数の進捗について、現在、教育委員会独自で把握してるとしています。この実態数というのが学校長のヒアリング、担任のヒアリングによるものだというふうに推測はできましたが、この発達障がいなどのあるお子さんの人数の把握、これは教育委員会はどのようにしているのか、お答えいただけますか。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えいたします。

各学校に個別の指導計画等を作成している人数等を調べ、また各学校への支援を必要とする子どもの人数等の調査等をした結果でございます。

○10番（阿部真一） 他課からいただいた数字の資料でございますが、3歳の5か月健診、この部分で発達障がいの疑いがあるお子さんの健診の数でございます。令和3年度が815人、令和4年度が729名、令和5年度が723名ということで、これが受診数でございますので、全員が全員こういった発達障がい、発達の中の過程で、要経過観察等の実態的な数字ではございませんが、こういった幼少期、そして児童期、学童期、青年期と、子どもが成長していく間で、こういった発達障がいのあるお子さんの数値というのは、各課でばらばらで数字が出てくる部分もあります。こういった部分も、教育委員会の中でも一度やはり調査研究をしていただきたいと思います。他課との連携については現時点ではどういった連携を持っているのか、御答弁いただけますか。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えいたします。

こども家庭課、子育て支援課、障害福祉課、医師、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が参加した特別支援連携協議会を年間2回開催し、個別の支援が必要とされる幼児、児童、生徒に対する支援体制や、関係機関との連携の在り方について協議を行っております。

○10番（阿部真一） 今、学校教育課が入っておりませんでした。学校教育課がこれ所管で入ってるんですかね。

こういった関連する課、支援体制の在り方の連携というのは年2回開催しているということで、恐らくここの会議というのはやはり現場の意にどこまで即した会議なのか、現場にどういったふうなフィードバックができるのかというのは、やはりこの会議の内容、非公開でございますよね。非公開というふうにお聞きしておりますので、やはりこちらでは考察ができませんが、教育委員会では、学校現場に対してのフィードバックがこういった協議の中での課題点、支援体制の在り方についてはしっかりとできている、フィードバックができているというふうに受け取っておりますが、その部分は間違いないでしょうか。

○学校教育課参事（吉武功二） 各学校の会議の等については、各学校の特別支援教育コーディネーター等を通じてフィードバックをしております。

○10番（阿部真一） 各コーディネーター通して、学校のこの特別支援に当たる教員にのみ、全ての教員では恐らくないと思いますが、そういった特別支援に関係する教員に情報共有しているということでございます。

やはりこういった問題というのは、教育長も学校現場にいらっしゃって、皆さんいらっしゃって長いとは思いますが、やはりどの先生も、こういった情報共有の在り方、学校の現場の教職員にはやはり持っていただきたいし、分かっていたいただきたいというふうに思います。

そういった中で、今後個別の支援が必要とされる児童生徒の調査を、教育委員会は非公式でございますがしているということでございます。ぜひ、他課との情報も共有して、特別支援員の配置、そして適正な人数であるかをもう一度予算措置の観点からも考えていただきたいというふうに思いますが、教育部としての見解をお聞かせください。

○教育部長（矢野義知） お答えいたします。

教育委員会では、個別の支援が必要とされております児童生徒の調査につきましては実施をしているところではございますが、この調査に加えまして他課や、また関係機関とともに十分に情報を共有する中、特別支援教育支援員の配置に関する予算措置につきましては、適切な判断を行った上で調整を今後とも図っていきたいというふうに考えております。

○10番（阿部真一） 令和6年4月の文科省厚生労働省の通達でも、各地方の教育委員会、県を通じて通達が行っていると思います。特に、障がいや発達特性にあるお子さん、その家庭への教育、福祉等が連携した支援については、障がいや発達特性を早期に発見して把握し、適切な支援・サービスをつなげていくこと、乳幼児、学童期、思春期の支援から、一般就労や障がい者施設への円滑な接続、移行に向けた準備を保育、医療、福祉、教育、労働などの関係者の連携の下で早い段階から行っていくこと、これは国の指針でありますので、今そのまま読み上げましたが、これはあくまでも現場で言うとなかなか難しい部分もあるかと思いますが、ぜひ、もう少し教育委員会も県、国の指針の大方の方針の進め方は指針に従ってやっていただきたいんですが、この発達障がいのお子さんに対する配慮、やはり通常の学級に教育を学ぶ場として、この子どもたちは学校に通っております。その中で親御さんの苦労もありますでしょうし、お子さんの課題、苦労もあると思います。そしてまた、教職員の負担もあろうかと思いますが、そういった部分はやはり胸襟を開いて、関係団体のPTA連合会なども含めて、やはり別府市独自のやり方、地方行政としてでき得る範囲のやり方を推進していただきたいというふうに考えております。

それでは、次の消防行政についてお聞きます。

この消防行政についての質問でございますが、6月、7月、8月と毎日のようにアラートが発生して、大変暑い夏であって、ようやく今、朝晩涼しい環境になってきたところでございますが、このやはり暑い中でコロナも多く、そして熱中症などの救急出動が多く、消防隊員の皆さんにはこの場をお借りして感謝とお礼を申し上げたいと思います。

救急出動の件では4,080件ということで、前年度に比べて300件近く増加しておるということでございます。近年、救急の件数が増加傾向であるというのは周知な事実でございますが、記録的な暑さが続く中、熱中症の搬送も増加している。私の母親も、6月と7月、救急隊の皆さんのお世話になって、2回ほど救急搬送されました。熱中症と低血糖でございます、事なきを得ておりますが。またこういった中で増加傾向にあると思いますが、この増加の推移、まず新聞紙上等でも発表されておりますが、分かりやすくちょっと御答弁いただけますか。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

救急件数については、令和4年7,714件、令和5年8,357件、令和6年は8月31日現在で5,919件と、昨年比で460件の増加となっており、今年も過去最多の救急件数となる見込みです。

○10番（阿部真一） これからも恐らく感染症関係、そしてまた先日、台風10号が全国的に猛威を振るいましたが、そういった中で消防の救急隊員のやはり職務というのは大変重要でありますし、寡黙に皆さん、職務に邁進されていることだと思います。件数が、夏の暑さも含めて今年は増えておりますし、今後も増えていくことが予測されますが、現場に出動する救急出動隊員も人間でございますから、暑さを感じないわけでもないですし、体力が無限にあるわけでもございません。日頃からの訓練の中、こういった有事に対しての備えをしているわけでもございますが、この消防職員に対しての総合的なケア、これをどのように行っているのか、御答弁いただけますか。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

消防署の職員は、夏場の暑い環境下でも防火衣や防火帽などをかぶって、災害現場など

危険区域での活動をしなければならない特殊な勤務を行っています。職員のケアではありませんが、熱中症対策として、熱中症の起こりやすい時期には大きな熱ストレスがかかるため、ソフト面としては暑さに強い体づくりとして、「暑熱順化トレーニング」を行っております。また、ハード面としては、防火衣や感染防止衣の下に冷却ベストの着用や冷却材を入れ、夏場の活動を行っております。

○10 番（阿部真一） 今、特殊な単語が出てきましたが、暑熱順化トレーニング、こういったトレーニング、こういったのか想像がちょっとつきませんが、ちょっと教えてもらっていいですか。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

暑熱順化トレーニングとは、例として、防火衣、空気呼吸器など、おおむね 20 キロの装備を着装して訓練や片づけ、30 分程度のランニング等があります。毎年 5 月から梅雨明けぐらいまでに暑熱順化を行います。効果としましては、同じ運動強度でも体温が上がりにくく、心拍数の上昇が抑えられ、汗をかく能力が高まるとともに、体の中に取り込める水分量が増えることで、熱中症になりにくい体をつくります。

○10 番（阿部真一） 20 キロの装備を装着して 30 分程度のランニング、毎年 5 月から梅雨明けぐらい、夏前までに訓練をして、そういった体づくりを消防の救急隊員さんは行っているところでございます。

スポーツの秋でございますし、県民体育大会もございました。ソフトボールもございましたし、議会のほうでもいろんな議員さん、各スポーツに参加されて、練習をしますが、この消防職員のトレーニングを聞くだけで、もう多分 1 日でリタイヤする内容のかなり厳しい内容を行っているということで、ちょっと動画も見ましたが、やはりここまでのケアをしてでも今年の夏は、人命の暑さに対する危険性というのは叫ばれていたわけでございますが、こういった厳しい環境下で、この別府の安心・安全を守るために消防職員さんが職務に準じていただいているわけでございます。

職員のこういった熱に対するケアについては答弁で分かりましたが、では金銭的な給与などの面で、やはり特殊勤務の部分に当たると思います。コロナの中では特殊な手当が出ておりましたが、今後国の指針、総務省の指針ではまだ熱中症などの対応に対しての特殊勤務の手当というのは発令はされておりませんし、内部では調査研究をしているというふうにお聞きをしておりますが、こういった職員の給与面の優遇に対しての取組はどういったものがあるのか、お答えいただけますか。

○消防本部次長兼総務課長（永路尚道） お答えします。

特殊勤務手当につきましては、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して、その勤務の特殊性に応じて支給するものとなっております。消防本部及び消防署に勤務する職員の特殊勤務手当として、消防署で勤務した場合、1 当直 150 円、救急業務に従事した救急救命士の資格を有する消防職員は 1 当直 300 円、緊急消防援助隊として消防活動に従事した職員は 1 日につき 840 円、ただし、著しく危険である業務につきましては 1,680 円となっております。

○10 番（阿部真一） これ条例の中で、恐らく特殊勤務手当として定められている部分でございます。他都市に準じて、今後もしかするとこういった熱中症、命の危険に及ぼすような気温の状態が続く 6、7、8 月など、特にこういった特殊手当に対する考え方というのは、別府市は今後導入するかは別として、他都市の動向など、そしてまた総務省の指針などをしっかり注視していただきたいというふうに思います。やはり、消防職員の安全と健康な体があった上での救急救命の体制でございますから、その辺もぜひ、給与の面からも、ぜひ条例改正などを踏まえて今後行っていっていただきたいというふうに思います。

それでは、この救急の件数の増加に対して、救急隊員のこういった体づくりをしているのか、給与面での体制があるのかお聞きしました。

それでは、いざ出動になった場合の、苛酷な環境下で活動する隊員の状況を変えるべく、体制の強化など取組を消防本部のほうでどのような内容で行っているのか、もしよければ御答弁いただけますか。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

喫緊の課題としては、救急件数増加に伴う救急隊員の負担だと考えております。大きく2つの取組をしており、1つ目は救急隊の出動計画の見直しと、2つ目は、救急隊増隊に向けた取組を行っております。

○10番（阿部真一） 今、2つの取組を強化しているということで、体制の見直しを行っているということで答弁ございました。この大きく2つの取組の中身、救急の出動の計画に対して、それと救急隊員の増員、人数の増員に対して、この2つの考え方があると思いますが、まず1個目の救急隊員の出動計画の見直しについて、具体的にどのようなことを行っているのか、御答弁いただけますか。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

これまで、本市の火災出動は管轄出動として、消防署の出張所のある浜町、亀川、朝日の管轄により出動していましたが、7月16日から指令業務共同運用のタイミングで出動計画を変更し、火災現場に出る部隊数は変わりませんが、災害現場に一番近い消防車が出動するように変更しました。

また、これまで救急隊は、火災出動の際に消防車に乗り換えて消火活動のために火災現場に出動していましたが、第一出動では火災出動はしなくなり、救急隊の疲労軽減を図るとともに、火災出動中に運用できなかった救急車を確保することが可能となりました。

この計画の変更に伴い、災害場所に一番近い消防車が出動することで、災害への対応が早くなることが期待されます。

○10番（阿部真一） 出動の観点から、いろいろな取組の強化を行っていることで答弁いただきました。

それでは、この増隊の取組、これはもう先ほどの数値から表しますようにやはり救急隊員の車もそうですし、人員もそうですし、やはり夏の6、7、8月は今いる隊員の人数では恐らくどう考えても足りていない、今後足りなくなるおそれがあるということで、職員課等もいろいろな消防と調整をしながら増員の計画をしているというふうに考えていると思いますが、増隊の取組に関して、救急隊1隊の増加の時期についての現時点での消防本部のお考えをお聞かせください。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

現在、救急隊は4隊を運用しております。救急隊1隊の増隊については、救急車1台と、救急隊編成のため、最低8名の職員が必要なため、計画的な職員採用を関係課と調整しているところでございます。

また、救急隊の増隊の時期につきましては、24時間対応は、令和7年10月運用開始を予定しております。救急隊運用の職員数が確保できるまでの対策としましては、令和6年10月からは月曜日から金曜日の救急事案に対応する日勤救急隊を創設し、増加する救急出動件数に対応することで、救急隊1隊当たりの出動件数の負担軽減を図ることを予定しております。

○10番（阿部真一） ぜひこれ市長、総務部長もそうですが、救急隊員のこういった時期が確かに一時的な6、7、8月というふうな時期ではございますが、やはり救急隊員のまず人員の確保が、やはり災害の大中小なく、今後の採用に関してもぜひ検討、調査研究も他都市を含めてしていただきたいというふうに思います。

それでは、この救急隊員、出動も大変だと思いますが、恐らく終わった後の報告書、そういったのも実にアナログにしてる部分もまだあるというふうにもお聞きいたしますし、こういった事務処理も職員の負担、業務の増加につながっているというふうにお聞きすることがございます。

この事務的な業務の軽減について、現在行っている取組、今後行っていかなければいけない取組について御答弁いただけますか。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

これまで、救急出動から署所に戻り、報告書の作成をしておりましたが、指令業務共同運用のタイミングで、救急業務デジタルトランスフォーメーションの取組として、救急現場での傷病者の聞き取り内容を直接入力することや、病院搬送後の待機時間なども報告書の作成ができるようになりましたので、事務処理の時間短縮が図られます。また、現在進捗中の取組としましては、各医療機関と情報共有ツールについても検証しているところでございます。

○10番（阿部真一） この書類等事務処理の軽減でございますが、消防だけでなく、全庁体制でDXに取り組んでいる部分もでございます。これはDX、各課・各部がおのの取組んでいる部分と、消防の分野で取り組む部分とやはり総合して、こういった業務の軽減負担というのは消防でもしっかり調査していただきたいし、執行部でも、この消防に対する業務の軽減負担というのはしっかり調査していただきたいと思います。

今回、救急隊員に対する質問をしたわけですが、やはり答弁を聞いているに、やはり消防職員さんはやはりまだ、訓練等をたまに見させていただきますが、少ない人数で他課に迷惑かけずに黙々と頑張ろう、昭和の体制って言ったら悪いんですが、やはりそういった部分もでございますし、さっきの訓練の流れもやはり今後、消防の職員としても変わっていく部分もでございます。こういったDXの取組等によって、また職員の事務的な業務負担、また訓練・体制の在り方など、総括的に今後取り組んでいただきたいというふうに思います。

消防庁の通達でも、安全マニュアル等に基づきその徹底を図っていただきたいと、その徹底を図っていただく手段と手だてというのは地方行政にはなかなか、人員の拡大ぐらいしか僕も思いつきませんでした。もうこの夏場の救急の増加に対しての対応するときに、やはりこういった部分で、先ほど教育の部分でも言いましたが、やはり実際の消防署、地元の消防署が出来得る範囲の施策というのも、この夏場の熱中症対策、災害対策に関しても、やはり今後考えていただきたいというふうに思います。

それでは残り12分少々になりましたが、次の質問に移らせていただきたいと思います。

行政改革ということで、項目を挙げさせていただいております。この職員業務分析調査、人事評価システムについてでございます。

令和6年度の新年度予算書の節の部分で入った新しい事業でございます。この分、予算決算特別委員会の中で3月の議会で通告をしようかなと思ったんですが、事業としてはまだ進んでないのでということで一般質問、この時期に通告をさせていただきました。これまで別府市は、行政健全化ということで昭和61年の別府市行財政健全化計画策定、そして国の指針であります大綱の設定、平成8年ですね、そして2次行政改革で平成16年、別府市定員適正化計画、平成24年第2次別府市定員適正化計画ということで、大きな行政改革の大綱を示した中で、職員の適正化計画、要は人数に対しての考え方の計画をつくって進捗してまいりました。この部分は私、議員になる前のことで、いろいろ各資料見て調査研究をして勉強してまいりましたところ、やはり多くの行財政の圧縮の効果が、財政の面からも職員数からも見受けられました。

それでは、今年度新しくこの職員業務分析調査ということで予算をつくっていつている

わけですが、これまでの行政改革の定員適正化計画の成果を踏まえてでの今回の予算化だと思いますが、本年度職員人事管理に要する経費に計上されてます分析委託料について、どういう事業を行うのか、まずお答えいただけますか。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

市の業務実態を分析し、そこに潜む問題点や課題を明らかにするとともに、業務改善の具体的な手法の提案を受け、効率的な事務事業の執行を図ろうとするものです。

○10番（阿部真一） 今、そこに潜む問題点、課題点を明らかにするとともにということでしたが、過去の行財政改革で言ういろいろな取組をしているわけですが、その総括があった上で、今回の職員業務の分析調査を行うという見解でよろしいでしょうか。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

そのように認識しております。

○10番（阿部真一） この過去の総括に関しては、インターネット等でこういった資料というのは出てなく、この事業に関しての予算がつけられたということで、ちょっとどういった観点からするのかというふうに、この事業に対しては思いがございました。より具体的な調査内容、どういった事務事業の調査内容を行うのか、御答弁いただけますか。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

委託業者と調査内容を検討し、類似団体への資料収集、資料分析、改善策の立案、最終報告と考えています。

○10番（阿部真一） 委託業者に依頼する、委託するということですが、過去に遡るとこの行財政改革、執行部も議会も大変大きな時間をかけて、全職員、議会を含め外部の団体を含め、大きなうねりとして進めていった背景がありますが、今回委託業者に調査の内容を検討しということは、ある程度職員課のほうで、現時点での職員定数の適正化がなった、今後多様化する職員の働き方に対してどのような業務が職員として大切なのか、そういった課題というのはもう職員課でしっかり把握されているということの前提の認識でよろしいのでしょうか。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

十分そこはまだできてないというふうに考えております。

○10番（阿部真一） これ課長、部長もお願いしたいんですが、やはりほかの業務に対しての委託ではなく、別府市の職員に対しての業務の調査の委託でございす。調査会社、調査委託先の会社が課題を提示するのではなく、やはり職員課が所管である問題点をしっかり把握した上で委託調査をしていかなければ、出た結果を生かし切れない部分が出てくるのではないかなというふうに、少し不安を持っております。

では課長、答弁ありましたように、業者に委託するということですが、担当課としては現在の課題点はまだ精査し切れてないという認識の下、業者からいただいた調査結果をどのように生かしていくのかがやはり職員の業務に対しての、やはり皆さんの聞きたいところであると思いますので、御答弁いただけますか。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

優先順位をつけた業務の削減、簡略化や標準化、システム化等に取り組むとともに、業務量等に見合った職員の適正配置、業務の属人化の解消などにより、業務の効率的な運営につなげていきたいと考えています。

○10番（阿部真一） これ、市長も当時行政改革を進める上でいろんな議論をしていったというふうに資料を拝見しましたし、現時点ではこの職員の人数というのは、おおむね削減のもう限界にきているのは私も感じているところですが、ただ、やはり国の政策によつての変更で地方行政が右左に振り回される現状があるというのは、職員さんが口を閉

じて粛々と職務に当たっていただいているというのを、理解をしています。

そういった上で、こういった社会情勢の変化、国の指針の変化によって地方行政の職員が多様な職務に準ずることが今後見通せる、そして職員の数も、本来この人数で適切なのか、逆に言うとこれ、少ない人数で行っている課もたくさんございますし、正規職員の人数を増やしていかないといけないという指針も、国の施策を待たずに別府市の調査結果が出る可能性もございます。

こういった上で今後、別府市の多岐にわたる業務の中で、職員に対して、特に30代、40代、今後別府市の職務を担っていただく職員に対して、やはり適正なスキルと適正な業務を配置をしていく上で、この調査研究を事業として盛り込んだんだと、いい意味で捉えれば思いますが、今後結果をどのように生かしていくのか、先ほど課長からも答弁ありましたが、やはり私としてはしっかり注視をしていきます。

職員に対しても、各部各課に対して人数が多いところ少ないところ、業務によって今、整理ができてない部分があるかと思います。その部分に関しては、やはり大きな指針の最初は職員の適正化、人件費の抑制を目途にした適正化の策定でございます、十数年前考えると。今は業務に対しての、職務に対しての適正な人数を配置する。こういった計画を今後別府市が立てていくのではないかなというふうに、この業務の事業を予算化したときに私は率直に思いましたが、それはまた今後この議場で議論をさせていただきたいと思えますし、おのずと今の教育現場でもそうですし、福祉分野でもそうです。人が足りないというのはもう、あまた各課から話を聞きます。やはりこの業務の中の課題点というのを、しっかり先ほど言ったように全てにある担当課の課題を抽出した上で業務委託を行って、業務委託から出た結果を職員の適正配置に関する指針として別府市が示していただきたいというふうに考えております。

それともう一つ、本年度予算にこの人事評価システムの構築委託料が計上されておりますが、これを合わせてどういったものなのか、御答弁いただけますか。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

これまで紙の評価シートとエクセルベースで管理していた人事評価をシステム化しようとするものです。

○10番（阿部真一） 今、人事評価システム、紙ベースでやってるのをエクセル、データ化でやっていくと。この内容についても、現在職員の配置適正化計画というものは存在していませんが、多様化する業務、市民のニーズに応えるために、やはり職員のスキルアップ、そして職員の専門的な知識の習得、そして一番は各課で先輩、後輩、上司、同僚がありながら、そういった職員のスキル、人材を育成するという上で、この人事の評価システムというのは自己評価がございます。課長、部長の部下に対しての評価がございます。民間とかでも取り上げられておりますが、課の部下からの部課長、特に上司に対する課の評価というのが民間の企業で取り入れている人事評価としてあります。そういったものを、これはシステムだけなんで人事評価自体は変わることはないということで理解をしておりますが、ぜひそういった職員の、若い職員の各課の、各部の、上司に対する職務の在り方に対しての考えというのをぜひ聞いていただく機会をつくっていただきたいと思います。

その上で、最後に職員の配置を適切で計画的にするということでございますが、ここで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○4番（森 裕二） ビーワンべっぶ会派の森裕二です。今議会、議案質疑、予算決算の個別審査に続き、一般質問ということで3回目の質疑というふうになります。前回、時間の関係で早口となってしまいまして聞きづらかったというふうなところもございましたので、今回はできるだけ聞きやすい速さでしっかりと質問をしていきたいというふうに思います。

議長、質問を始める前に、質問の順番の変更をお願いしたいと思います。

(議長交代、副議長日名子敦子、議長席に着く)

○副議長(日名子敦子) はい。

○4番(森 裕二) 1番目の天間草原についてと、2番目の別府つげ細工についての質問を入れ替えたいというふうに思います。

○副議長(日名子敦子) 承知しました。

○4番(森 裕二) よろしくお願ひします。

では、早速別府つげ細工についてお聞きをしていきたいというふうに思います。

まず、この一般質問を御覧になっている皆さんの中で、別府つげ細工とは何かと思われる方もいるのではないかとこのように思いますので、簡単に御説明をさせていただきます。つげの木を独特な技術で彫り、細工したもののことで、和服の際の櫛や帯留、かんざしに家紋などの装飾をしたものでしたが、洋服になってからは、ブローチやペンダントなどのアクセサリとして使用されてきました。最近ではえとの彫り物や縁起物の置物などで、神社仏閣やお土産屋さんなどで、皆さんも一度は見たことがあるのではないかとこのように思います。今日、本当はちょっと実物もしくは写真などを用意しようかと思ったんですが、ちょっと準備するのが間に合いませんでしたので、興味のある方、ぜひインターネットで別府つげ細工ということで検索をしてみてくださいというふうに思います。

それでは、別府つげ細工の歴史について説明をしていきたいというふうに思いますが、私が調べましたところ、別府つげ細工の歴史は、明治初期からというものや、幕末から始まったともいうふうに記されておりまして、はっきりしたことは分かりませんでした。昭和初期の頃には様々な技術を取り入れ、今の別府つげ細工の基礎が出来上がったというふうなことの記載もありましたが、既に100年以上前から別府が観光都市として温泉文化とともに発展してきた、別府の竹細工に並ぶほかに類のない別府独自の伝統工芸であるとの認識をさせていただいておりますが、市として、別府つげ細工の歴史についてどういった認識をしているのかお答えください。

○産業政策課長(市原祐一) お答えいたします。

別府つげ細工につきましては、本市において、明治初期に製造されたつげ櫛に端を発し、独自の技術を発展させながら継承されてきた伝統工芸産業であると認識をしております。

○4番(森 裕二) 私が把握している認識と大きなずれはないなという感じがしました。

では、もう少し詳しく掘り下げていきたいというふうに思います。別府つげ細工は、別府浜脇の一帯で作られていた櫛などへの家紋への透かし彫りから始まったというふうにお聞きしています。明治時代にはまだ木櫛が人気で、多くの方が買い求めており、その後、大正、昭和初期の時代になると、木櫛も量産化され、櫛に家紋を透かし彫りしたものやかんざしの家紋入りなどの付加価値の高いものが考案されていったそうです。昭和7年以降に、べっこう細工やサング細工などの技術を取り入れ、回転やすりによる微細な彫刻、手引き糸鋸による精巧な透かし彫りの技術が確認をされたというふうに聞いております。戦時中、一旦は生産が中断をされ、戦後再開されてからは、多くの職人が増えたというふうに聞いておりますが、高度経済成長期の時代に、より早く、より多く、より安くの掛け声で生産されるようになってからは、品質は落ちていき、卸売業者を通じ、全国各地で売られるようになりましたが、次第に花柄のブローチやペンダントは売れなくなり、現在では昔のような高度な技術の作品はなくなったということを聞いております。

また、経営を維持するために、量産可能な商品として、えとの木彫り、縁起物の置物、ストラップなどを作成しているそうで、効率化のために歯医者で使うようなドリルのようなもので削るのが一般的となっているというふうにお聞きしております。

また、昔はつげの木も国内で調達ができていたそうですが、鹿児島県の薩摩つげが国内の

需要の大半を占めていたそうです。それも手に入れるのが近年では難しくなっており、最近では、ベトナムや中国、タイなどの外国産のつげの木を輸入して加工しているとお聞きしております。現在でも卸売業者を通じ、全国各地でつげは売られておりますが、多くの職人が、安い商品を大量に作成して何とか生計を立てているということをお聞きしています。

また、最近の一部の事業者が高付加価値を求めた薩摩つげの櫛やヘアブラシを作成しているところもあるようです。

このように、別府つげ細工の歴史と現状について簡単に説明をさせていただきましたが、多くの皆様に、別府つげ細工は別府独特のものであり、なくしてはならないものだという認識も誰もが持っていただけたのだと理解をしております。しかし、私が調べた限りでは、現在、別府のつげ細工の職人がほぼいないということが分かりました。具体的には、市内の事業者は5軒ほどとお聞きしております。そのほとんどが個人事業主で、多くが60代後半から70代後半ということです。人数も極端に少なく、高齢化が進むこの現状を市としてどのように捉えているのか、お答えください。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

つげ産業については、事業者の減少が進む中、詳細な実情を把握できていないのが現状でございます。市内の事業者を確認したところ、以前つげ産業の事業者13社で設立された別府つげ加工協同組合は、平成17年度に解散し、現在、任意団体として活動をしているとのことでした。また、現在の組合員は4社で、そのほとんどが個人であり、高齢化も進んでいると聞いております。

別府つげ細工独自の技術は習得に長い年月を要することから、別府つげ細工の伝統技術や、文化の継承について危惧をしているところでございます。

○4番（森 裕二） 市の認識としても、以前は13社あったものが、平成17年に組合を解散後、約20年を経て現在は任意団体として4社が活動をしており、高齢化が進んでいるという認識を持たれているということのようです。先ほども言いましたが、私が調べたところでは、任意組合に入っていない事業者が1軒ありまして、日出町にも1軒確認できましたので、現在では私の認識では五、六軒あるんだろうなというふうに認識をしております。

また、現在ほとんどの事業者で後継者がいないのではないかとこのふうにも感じております。それは現在の主な販売商品が、神社仏閣へのえとの木彫り、縁起物の置物、ストラップなどで、販売単価が非常に安いからだというふうに思います。1つ作成をして、100円ほどというような話もお聞きしておりますので、これでは後継者がいなくなるというのうなずけるのかなというふうに思っております。これを打開しようと、薩摩つげの櫛やヘアブラシなども作成され、高付加価値化しようとしているようですが、このままでは10年もたてば、100年以上続いた別府の伝統技術は消え去り、別府からつげ細工が消えてなくなるのではないかとこのふうにも危惧をしております。

また、別府つげ細工の伝統技術や文化の継承についても、市としても危惧はしているが詳細な実態が把握できていないとの答弁でございました。私が今回、この別府つげ細工を取り上げたのも、実はそこです。別府の伝統工芸といえば、やはり竹産業だというふうに私も理解をしております。もちろん別府の竹産業は、別府のつげ細工とは比べ物にならないほどの歴史がございますし、別府市民の誰もが認識をしているところだというふうに思います。別府市竹細工伝統産業会館では、竹の歴史を学び、体験学習やワークショップ、竹製品の購入までできる竹細工の魅力が詰まったすばらしい施設がございます。また、大分県竹工芸訓練支援センターは県の施設ではございますが、竹工芸産業の後継者育成のための職業訓練も充実をしているというふうにお聞きしております。それらと比べますと、別府つげ細工は市の担当課でも実情が把握できていないという状況だということですので、

圧倒的に別府独自の伝統工芸でありながら、市民の認知度を含めまして低いのが別府つげ細工なんだろうなというふうに感じました。

今回、私も別府つげ細工のことを調べてみましたが、資料も圧倒的に少なく、歴史も曖昧なものとなっております。別府つげ細工の歴史について、書物になっている資料というものを探してみましたが、昭和 51 年に当時の別府市役所の商工課の課長をされておりました日名子洋一さんという方が編集をされた別府つげ細工沿革史という 1 冊のみということをお聞きをしております。実際に私は現物を、見ることはできませんでしたが、この唯一の書物でさえ、約 40 年前に作られたものということになります。

別府市制も今年で 100 周年を迎えました。別府の発展とともに、別府独自の細工物となった別府つげ細工も 100 年を超える歴史を持っていることが分かった今、改めて歴史を掘り起こし、別府市の歴史の中に残すべきものではないのかというふうに考えております。別府つげ細工の危機的な状況及び産業の継承について、市としてどのように考えているのか、お聞かせください。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

別府つげ細工を産業として継承していくため、事業者の販路拡大、開拓に要する経費の補助事業も実施しておりますので、事業の利用促進を図ってまいります。また、別府つげ細工については、市の公式観光情報 web サイト「別府たび」に掲載しており、さらに、別府市のふるさと納税返礼品として、つげのブラシを登録しています。別府の産業として、市民や観光客の皆様にもさらに認知されるよう周知に努めるとともに、つげ産業の実情を把握するため、実態調査や関係者との意見交換に取り組みたいと考えております。

○4 番（森 裕二） 事業者の販路拡大、開拓に要する経費の補助事業を実施しているということの答弁でございましたが、一部の事業所を除きまして、ほとんどの事業所では、仕事はもうこれ以上できないというほど需要はあるというふうにお聞きをしております。しかし、高度成長期により早く、より多く、より安くと市場競争を行ってしまった結果、1 つ当たりの単価があり得ないほど落ちておりまして、作っても作っても追いつかないという状態だというふうにもお聞きをしております。

また、技術の習得にも長い時間がかかりまして、材料の入手も困難になってきているということを考えましても、この解決は簡単ではないなというふうにも私も考えております。それこそ海外に技術を輸出をさせていただいて、安い人件費で生産を行ってもらうなど、現在の需要に比べ、余裕ができた分、昔のような高付加価値のある美術品を作成していくなどもよいのではないかなというふうにも思います。

先ほど担当課から、市民や観光客に認知されるように周知に努め、実態調査や意見交換に取り組むと、非常に前向きな答弁をいただいたことにつきましては、非常にありがたいことだというふうに思っております。これからしっかりと実態の把握に努めていただきまして、この別府つげ細工を守るためにどのようなことができるのか、関係者とニーズの調査を行っていただきまして、行政としてしっかりとサポート体制を組んでいただき、別府つげ細工の火を消さないよう努めていただきたいなというふうに思っております。

最後に、これは担当課違うとは思いますが、現在編集作業をしておるというふう聞いております別府市制 100 周年の別府市誌の発行に当たって、別府つげ細工の歴史についてもしっかりと調査をした上で掲載されることを強く要望して、次の質問に行きたいというふうに思います。

○副議長（日名子敦子） 休憩いたします。

午前 11 時 56 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（日名子敦子） 再開いたします。

○4番（森 裕二） 午前中に引き続きまして、質問のほうを続けていきたいというふうに思います。

では、天間草原についてお聞きをしていきたいと思います。

まず、天間草原の現状についての確認をしていきたいというふうに思いますが、その前に、辞書で草原というものを調べてみますと、草に覆われ木が全くない、またはほとんど存在しない大地であるとなっております。つまり、草原というのは、ここからここまでというような明確な目標や目印がないので、大まかな表現となっておりますが、私が言っている天間草原はどこなのか分からない方もいると思いますので、説明をさせていただきたいと思います。

別府市内から明礬地区を通り、天間のほうに向かっていきますと、アフリカンサファリの入り口信号のところに広い草原が広がっております。そこにちょうど象のモニュメントがございますが、その道路を隔てた前の草原一帯のことを今回天間草原と呼ばせていただき、質問に入りたいというふうに思います。

私も最近ひと・まちの関係で天間のほうの地区によく行かせてもらうことが多いんですが、そのたびに昔、天間草原のほうで草滑りやキャッチボール等をして遊んだというような記憶がございます。近年の猛暑で、市街地は連日のように猛暑で大変でございますが、天間地区に来てみますと、風が吹き、暑いんですが、市街地ほどの暑さではなく、自然を感じられる気持ちのいい景色と心地よい風に癒やされております。この天間草原の中には、市の土地も存在するとお聞きをしております。

現在、この草原は草が伸びて昔みたいに草すべり等で気軽に遊べなくなっているようでございますが、別府市も含め民間でも特に事業など何もしていないようでございますが、管理等の現状はどのようになっているのか、お答えください。

○次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

御説明のありました天間の土地につきましては、所有は別府市となっておりますが、天間採草組合が旧慣使用権を有していることから、草刈り等の維持管理につきましては天間採草組合が行っているところです。

○4番（森 裕二） 別府市の所有だが、旧慣使用権の関係で維持管理は天間採草組合が行っているということのようです。旧慣使用権とは、市町村等が所有する公有地を、昔からの慣習で、市町村の住民が採草等のために利用する権利のことで、その権利を行使するために維持管理を行っているということです。しかし、最近はこの採草組合も高齢化が進み、野焼きなどの維持管理に苦勞するという話もお聞きをしております。

天間草原は市街地からも離れ、春や夏は緑多く自然豊かなところでございます。この自然を残しながら天間地域を活性化するために何か有効活用はできないものかというふうにも感じますが、今後何か検討される予定はありますか。

○次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

天間は自然豊かで風光明媚な地区であり、この自然は別府市の貴重な財産であると考えております。このよさを多くの人に知っていただき、天間地区の活性化のために、当該土地で市が新たな事業を始めるなどの場合は、採草組合と協議するものと考えております。

○4番（森 裕二） 別府市は市街地には土地が少ない反面、山間部にはまだまだ余裕があります。天間地区は市街地からもそれほど遠くはなく、アフリカンサファリも近いため、このサファリを訪れた人たちが立ち寄るには、天間草原というのは非常にいいスポットだというふうに考えております。採草組合の旧慣使用権もあるようなので、利活用もなかなか難しいとは思いますが、昔みたいに草原で草滑りを楽しんだり、湯布院の牛喰い絶叫大会のようなスポット利用でも構わないので、ぜひ天間草原の利用を活用した可能性を探っていただき、有効に利用できるとよいのではないかとというふうに思いますので、

どうぞよろしくお願い申し上げます。

続いて、学校教育についてお聞きをしていきたいというふうに思います。

まず、掃除の時間についてお聞きをしていきます。私は現在、別府市内の小学校のほうでPTA会長を務めさせていただいておりますが、そのPTA活動の一環で、学校の愛校作業として清掃活動を行わせていただきました。昨年度は子どもたちが使う学校のトイレ掃除を、今年度は、教室に設置しているエアコンとフィルターの掃除、また天井からつり下げられている扇風機の掃除を行わせていただきました。トイレ掃除は当初、30分程度で終わろうというふうに思っていたんですけども、あまりの汚さに、2時間たっても終わらず、仕方なく途中で切り上げることとなりました。正直どこのトイレも汚かったなという印象はございますが、女子トイレの汚れ方を見てみますと、詳細はあえてこの場では差し控えますが、男の私でさえ、この環境でトイレはしたくないなど、もう逆に病気になるんじゃないかというような思えるぐらいの汚れ方だったというふうに思っております。

また、エアコンの掃除では、エアコンの上には塊の埃が一面に敷き詰められておりまして、扇風機には、細かいところにまで埃がびっしりとついているという状態でございます。愛校作業に参加したPTA会員からは、こんなに汚いのか、こんな環境で子どもたちが勉強していると思うとぞっとする、と驚きの声が上がっておりました。

コロナ禍前までは、学校運営協議会を中心に地域の方と保護者が一緒に愛校作業が行われていたようでございますが、コロナ禍により、人との接触ができないなどの関係もございまして、途絶えております。また、コロナ禍では、トイレ掃除は定期的に業者や清掃の専門の方が入って掃除をしていたというふうにもお聞きしておりますので、子どもたちはトイレ掃除自体してこなかったということです。

そのようなこともありまして、学校の掃除が行き届いていないという話を聞きました。実際に授業参観などで学校へ行った際、細かいところに目をやると、汚れが目立つと感じておりますし、校舎も古いので、ある程度汚く感じるというところは仕方がないことだというふうには思いますが、やはり子どもたちにはきれいな学校で教育を受けていただきたいというふうに思います。

そこで、学校側とも相談をさせていただいて、子どもたちや教職員だけでは手が回らないところを、PTAによる愛校作業として行うことに決めたわけですが、あまりにも汚れている状況を見て、子どもたちや教職員だけでは対応が難しいと感じた保護者も多く、愛校作業を行えてよかった、また参加したいと、満足感も高いものですから、これからは愛校作業はPTAの活動として続けていかなければいけないとは感じておりますが、こんなに学校が汚れている原因の一つとして、私たちが子どもの頃は毎日掃除があるのが当たり前でございました。しかし、今は掃除時間が毎日あるわけではないというふうにお聞きしております。

そこで、市内の小中学校の掃除の時間の現状についてどうなっているのか、お答えください。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

小学校では、昼休み後に15分間掃除をしている学校が多く、頻度は学校によって異なり、週2日から4日行っております。中学校では、6時間目終了後10分間、週4日行っている学校がほとんどであります。

○4番（森 裕二） 掃除の時間は、小学校では週2日から4日、中学校は全て週4日の掃除時間とのことです。毎日掃除をしている学校というのは現状ゼロだということです。私がPTA会長をしている学校は、昨年までは週2日の掃除でございました。このPTAによる愛校作業の状況を受けまして、週3回の掃除に変更をしたそうです。

それだけではなく、掃除の仕方が分からないという子どもたちが多いということで、担

任や手の空いた教職員が、掃除の時間に子どもたちが掃除をしている場所を見回り、掃除のやり方の指導を行っていただいているそうです。愛校作業に対するPTAのアンケートでも、勉強も大事ですが、それよりも掃除ができる子にしてほしいという意見があったことも、見直しをするきっかけになったのではないかというふうに思います。

やはり子を持つ親の立場からしますと、勉強だけできる子というよりも、1人で生活できる力を育むことも大事だというふうに考えます。そういう意味では、掃除はもちろん、片づけや環境整備に気を配れる子どもになってほしい、そう思うのは、親として当たり前の考えだというふうに思います。ですので、できるだけ自分たちの学校を自分たちの手で掃除することで、衛生面はもちろん、自ら気づき、手伝いや仕事を進んで行う子どもになることが大切だというふうに感じますし、そんなふうになってほしいと心から望んでおります。なので、掃除の時間を削ってまで一体何をしているのか、掃除の時間を削るほどのことがあるのか、またそれはいつから始まったことなのかがとても気になるところでございます。

そこで、この掃除の時間が毎日行われなくなったのはいつ頃からなのか、なぜ毎日掃除をしなくなったのか、その理由も含めてお答えください。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

平成29年頃には、小中学校とも掃除を毎日行わないようになっております。週4日掃除を行う学校が一番多いですが、中にはコロナ禍の令和二、三年頃から週2日、もしくは週3日掃除を行うようになった小学校もございます。

掃除を毎日しなくなった理由としましては、人間関係づくりプログラムや補充学習等の時間の確保が挙げられます。

○4番（森 裕二） 平成29年頃ということですので、西暦に直すと2017年ということになります。今年が2024年ですので、今から約8年前頃からということのようでございます。ということは、今の中学生からしますと、小学生の頃からほぼ毎日掃除をしてきたわけではないという状況だというふうに思います。理由も、子どもたちのための人間関係をつくるためのプログラムや、補充学習の時間に充てているということで、掃除の時間を減らしているということのようでございますので、それ自体が悪いことというわけではないと私も認識はしておりますが、なぜ掃除の時間なのか、また補充学習などはほかの時間では駄目だったのか、というような疑問は沸いてきます。そこには教職員の働き方改革や、今の子どもたちは放課後に塾や児童クラブにも行っていたりしますので、ほかの時間で行うことが難しく、容易に削りやすい掃除時間をそれらに充ててしまったということは仕方のない部分だということと理解できるところもございます。

しかし、先ほどから申しておりますように、子を持つ親の立場から考えると、やはり勉強も大事だが、掃除ができる子になってほしいという気持ち、すごくよく分かります。毎日掃除ができていないこの状況を市教委としましてはどのように捉えているのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

学校教育における活動時間を示した、いわゆる校時表は、各学校長の裁量で決められております。掃除をする時間や頻度につきましても、その校時表に基づいて行われております。学校におきましては、常に衛生的な環境が保たれることは大切であり、安全・衛生面はもちろん、勤労・奉仕の面からも、自分たちの学校を児童生徒が自らの手で掃除をし、きれいな学校で過ごすことができるよう、今後とも各学校に指導してまいりたいと思っています。

○4番（森 裕二） 今答弁にありましたように、子どもたちが使う教室などは自分たちで掃除をするというのが、勤労・奉仕の面でも、私もいい教育になるというふうに感じます。

し、近年、アレルギー体質の子どもが増えたということを考えますと、安全や衛生面から見ても、学校内はできるだけきれいにするべきなのは間違いないというふうに思います。

そういった意味でも、私もPTA会員と一緒にこれからも愛校作業のほうは続けていつて、学校のサポートを行いたいというふうには思っております。しかし、補充学習を行っている学校は、市の教育委員会から学力の向上を言われて、補充学習を行うようになったというところもあるというふうにお聞きをしております。その補充学習も一定の効果はあったようですので、各学校の努力には敬意を表したいというふうに思いますが、学力向上と掃除をしっかりとやるように両方とも指導をされても、各学校はじゃあ一体どの時間を使ってやればいいのかと、頭を抱えるのではないかというような心配もございます。教職員の働き方改革を考えても、これ以上の負担はかけられません。指導するだけでは、いずれ限界が来るのではないかというふうに感じます。

そこで、定期的に業者に掃除を依頼することも考えられるというふうには思いますし、また今、子どもたちが1人1台タブレットを持っております。このタブレットの中にAI型ドリル教材Qubenaという、AIが一人一人に合わせて最適な問題を出題してくれ、たとえ過去の単元や、前の学年の分野につまずきポイントがあったとしても、AIがそこに誘導して、様々なレベルに応じた学習ができたり、クラスの学力レベルに応じたテストも簡単に作成、回収、採点ができ、学習効果も従来の半分の時間で授業が進み、短期間で苦手を克服し、成績を上げることができるなど、子どもたちだけでなく、教職員の業務効率化もできる便利なものがあるということです。ぜひこれを全学校が有効に利用すれば、教職員の働き方改革もでき、掃除の時間を削ることなく、補充学習の時間や人間関係づくりプログラムなども行う時間が取れるようになるのではないかというふうに考えますので、ぜひ今後の検討をお願いしたいというふうに思います。

続いて、プールの時間についてお聞きをしていきたいと思います。

プールの時間、つまり水泳の授業は学校の授業の一環として行われております。私も小学生の頃、プールの時間はとても楽しみでしたが、クロールで25メートル泳ぐのに必死に頑張ったというような記憶がございます。水が苦手な子、泳ぐのが苦手な子もたくさんいましたが、別府市から東京オリンピックに出場した佐々木栄子さんが、学校へ来て水泳の指導をしていただいたということは、今でも私の記憶の中にございます。クロールで25メートル泳ぐというのは簡単ではなく、時間を要する子どももいるというふうに思います。

今の子どもたちは、コロナ禍では、人との接触を避けるため、プールは中止となっております。泳げるようになるには、小さな頃から水に慣れることはもちろん、水泳の時間をしっかりと確保することが大切だというふうに思いますが、それができていない子どもたちがいるのではないかというふうに思います。また、水泳の授業は6月頃から始まって、夏休み前には終わるということで、近年の異常気象の中、雨が降れば中止になるというふうに思います。十分な水泳の時間が取れているのかというところが非常に気になります。実際にはどれくらいの時間が計画されているのか、そして中止されずにプールの授業が実施された時間はどれくらいあるのか、現状をお聞かせください。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

別府市内の小学校6年生における水泳授業の実施につきましては、今年度は実施予定が平均11時間に対して、10時間の実施となっております。また、中学校3年生につきましては、実施予定の平均10時間に対して9時間の実施となっております。

なお、実施予定に満たない理由としましては、雷や雨等の天候不良、熱中症等が懸念される高温等のためとなっております。

○4番（森 裕二） 今回調査をしていただいた小学校6年生と中学校3年生については、

平均1時間減ということで、それほど影響がないということが分かりました。しかし、私が聞いているところでは、5時間程度しか実施できていないクラスがあったというふうにもお聞きをしております。しかし、これに対する補講、つまり別の時間に振り替えて実施することは、他のクラスの使用状況や小学校などでは、学年によりプールの水位を変えたりしているということで、実際の補講の実施というのは困難だというふうにお聞きをしました。コロナ禍の3年間はほぼプールの時間がなかったということを考えると、今の子どもたちの泳力、つまり泳ぐ力というのがちゃんとあるのかというのが気になります。25メートル泳げる子がどれくらいいるのか、そういったところにも、今後しっかりと調査をしていただき、対応していただきたいというふうに考えております。

また、先ほど実施に満たない理由として、雨だけではなく、雷等の天候不良、そして熱中症が懸念されるということのようですが、今年も連日のように気温が35度を超える高温注意情報が発表されておりました。熱中症対策は、ふだんの生活をしていても注意が必要なものですが、学校においてはこれこそ市長のおかげで教室や体育館にもクーラーが設置されましたので、クーラーがあるところにおいては、比較的快適に過ごすことができています。しかし、登下校時や休み時間、体育の時間等での外での活動をする際には、熱中症対策は必ず必要になってきます。特に最近では、プールの水温が太陽の熱により暖められ、水ではなく温水になり、プールの中で熱中症になるなどの事例が報告されているようでございますし、プールの時間ははだしになり、肌が直接外に出ている部分も多く、プールサイドが熱で焼けた上をはだしで歩いて火傷をしたなどの事例もあるようにお聞きしております。また、プールに入れない人はプールサイドで見学をするため、熱中症になることも懸念がされます。

そこで、別府市において、プールの時間における熱中症対策及びプールサイドの暑さ対策についてどのような対策を行っているのか、お答えください。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

水泳の授業における熱中症対策としては、児童生徒がプールに各自の水筒を持参し、小まめな休憩時間の確保による水分補給や、水温が高い際には、通常よりも多めに休憩時間を確保する等の対策を講じております。

また、プールサイドの暑さ対策としては、プールサイドへの散水、設置されている日よけ用の屋根や木陰等の活用、日よけ用のテントの設置等を行うことで対策を講じております。

なお、別府市教育委員会策定の「別府市立小中学校熱中症対策ガイドライン」及び日本スポーツ振興センター策定の、「学校屋外プールにおける熱中症対策」を参考に対策を講じております。

○4番（森 裕二） ガイドラインなどに沿ってしっかりと対策を講じているということで、少し安心をさせていただきました。しかし、プールの水温が34度を超えると、水中にじっとしていても体温が下がらないため、熱中症になるということのようですし、今年も高温注意情報が発令中、大分市などの多くのプールが、水温が34度を超えてしまい、使えなかったり、早めに封鎖をしたということも聞いております。プールから上がった後も体が冷やされている状況で、周囲の気温が高いと汗をかきにくいということで、うまく体温調節ができずに熱中症のリスクは高まるそうです。

今紹介したのはほんの一例ではございますが、意外なところにも熱中症のリスクはあるようでございますので、熱中症など、プールでの事故がないように細心の注意を払っていただきたいというふうに思います。

今年の夏も、水の事故で多くの方がお亡くなりになりました。大分県内でも、佐伯市の川で小学校1年生の女儿が溺れてお亡くなりになるなど、全国的にも多くの小学生や中学

生の貴重な命が失われる痛ましい事故が多かったように思います。これは今年に限らず、毎年のように水の事故の報道はなくなるということがございません。私が今回この質問をする上で一番懸念しているのは、実はここでございます。学校で水泳を教える意義としまして、水に慣れたり、泳力を伸ばして泳げるようにするということがあるというふうに思いますが、これらは全て水の事故に遭わないように、自らの力でしっかりと泳げるようにするという意味も非常に大きいのではないかとこのように思っております。

水の事故は多くの人を巻き込むことになり、巻き込まれた人が亡くなるという事案も多くお聞きします。自らの命を守るためにも、自力で25メートル泳げるというのは大事なことだというふうに思います。悪天候や熱中症対策のため、プールの時間が削られることで、この大切な命を守ることが本当にできるのか、それが今一番心配しているところでございます。自らの命を守るためにも泳力をつけることはもちろん、いざという時の水難事故対策として、着衣泳を経験するというのも非常に大切だというふうに思いますし、ぜひ経験をしていただきたいというふうに感じますが、別府市内において、着衣泳の指導は行っているのか、その取組状況についてお答えください。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

着衣泳につきましては、市内小中学校21校中7校で、児童生徒への実技指導が行われております。具体的な内容としましては、着衣のまま入水し、泳ぎにくさを実感させるとともに、背浮きや空のペットボトル等を活用した浮く練習等、身を守るための手段についての理解を図るものとなっております。

○4番（森 裕二） 別府市内でも、着衣泳を行っていることがあるということで安心をさせていただきましたが、現在実施しているのが7校ということですので、3分の1しか実施をしていないということになります。残りの3分の2は経験できていないというのが、逆に怖いというふうに私は感じます。着衣泳を経験していない子どもに限って、事故を起こすのではないかとこの心配にもなります。ぜひ、別府市内全部の学校で実施をしていただき、事故に遭わないようにするとともに、もし事故に遭ったときにも、適切な対処ができる子どもになってほしい。そうすることで、ここ別府から水の事故で亡くなる子どもをゼロにする、というような気概を持って今後対応していただきたいというふうに思います。

続いて教職員のうち、支援員の働き方改革についてお聞きをしていきたいと思います。

今回は、支援員の中でも特に特別支援教育支援員について聞いていきたいというふうに思いますが、各学校に配置されている特別支援教育支援員の勤務状況について、その概要をお聞かせください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

各学校に配置している特別支援教育支援員は、別府市の会計年度任用職員としての身分を有しております。その勤務日は原則月曜日から金曜日までで、土日や祝日、長期休業日等は勤務がございません。勤務の形態は1日7時間、月15日の勤務となっております。

また、その業務につきましては、大きく3点ございます。1つ目は、特別な支援を必要とする園児児童生徒に対して補助的な支援を行うこと。2つ目は、学級担任と協力すること、3つ目は、校長や園長が必要と認める業務を行うこととでございます。

○4番（森 裕二） 特別支援教育支援員は、学校で採用されているのではなく、別府市の会計年度任用職員としての身分であるということの答弁でございます。ですので、基本的に子どもたちがいる時間帯のみの勤務となると私も認識をしておりました。

では、先ほど勤務日について、土曜日や祝日、「長期休業日には勤務がない」との答弁をいただきましたが、例えば4月に支援員が学校に配属されるのはいつになるのか。「長期休業日には勤務がない」ということを考えますと、子どもたちと同じく、始業式の日と

いうことになるのではないかというふうに思いますが、その場合は、配属されたその日からいきなり特別な支援が必要な子どもたちの支援を行うということになるのではないかというふうに思います。事前に、子どもの状態や支援の内容などの情報は共有されているのかというところが心配でございます。何年も同じ学校に勤務をする場合に関しては、子どもの状況も非常に理解をしていただいているというふうに思いますが、問題は無いというふうに思っておりますけれども、特に年度が替わり、新しい学校に異動した場合、また新規採用の場合などは、特別な支援が必要な子どもたちの状況を全く知らないまま勤務することになるのではないかと。その場合は特に丁寧な引き継ぎ等を行うなどしてほしいというふうに思いますが、現状についてどうなっているのかお答えください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

特別教育支援員が年度初めに配置されるのは、始業式の日でございます。また、事前の情報共有につきましては、始業式前に実施する業務説明会の際、配置校の校長先生方とともに、支援計画やその内容、該当園児児童生徒の情報等を共有する場を設定しております。

情報の引き継ぎにつきましては、それまでの特別支援教育支援員が記載した日誌等を参考に、学級担任や関係教職員と特に丁寧に行うよう、改めて各学校には依頼したいと考えております。

○4番（森 裕二） 始業式前の業務説明会で事前の情報共有は行っているという答弁でございますが、特別な支援を必要としている子どもたちは毎年少しずつ増えております。昔は保護者の方が、うちの子は支援が必要な子ではないと、隠してしまうような傾向があったというふうにお聞きをしておりますが、今の保護者というのは、少しでも支援が必要だというふうな傾向が見られると、積極的に支援をしてもらいたいとおっしゃる保護者のほうが多いというふうにお聞きをしております。対象の人数もどんどん増えているようですので、業務説明と合わせて、多くの子どもたちの情報を共有するには、果たして1日だけで本当に足りるのかなというところが心配にもなるところでございます。

これも別府市の会計任用職員の身分であり、学校採用ということではないため、市の規定に準ずるものとなっているということをお聞きしておりますので、学校長の裁量により勤務等を定めることができないとのことでございます。

また、支援員の中でも特に比較的若い世代や子育てが落ち着いてきた世代の支援員さんの中には、月15日では少ない、もっと働きたいと思っているというような声もお聞きをしております。また、せっかく教員免許を持っているのでやってみようかというふうに検討をしても、現在の勤務状況では、もらえる給料も安く、これではよそで働いたほうが良いと考えていらっしゃる方も実際にいらっしゃいました。また、1日7時間という勤務時間も他の教職員よりも短いため、引き継ぎなど業務上の制約があり、思うように働けないという思いを持っている方もいるというふうにお聞きをしております。

このような勤務上の時間的制約や、市の会計年度任用職員ではなく、学校等の採用ということを認めるなど、仕組みを変えることはできないものなのかというふうに考えます。これについてどのように捉え、考えているのか、お答えください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

特別支援教育支援員の業務内容は、園児児童生徒への直接的な補助、支援であることから、勤務時間を園児児童生徒の在園、在校中の時間としております。支援内容の共有につきましては、支援員が毎日記録する勤務日誌を活用して他の教職員が共有する仕組みとしております。

したがって、募集要項や実施要項等に記載した勤務形態を変更することは、現時点では考えておりません。

○4番（森 裕二） 仕組みを変えるというのは非常に大変なことですし、予算も伴うとい

うことですので、簡単ではないというところはすごく理解をしておりますが、実際に現場やその仕事に就こうと考えている人たちが言っている言葉でございますので、現場の声を聞いて改善に努めることも大事なのではないかというふうに思います。引き継ぎも、業務日誌や支援計画などだけでは伝わりにくいものだというふうに感じます。やはり重大なところ、直接話をする、これが必要だというふうに思います。現在の仕組みではそれができないということですので、ここに関してもやはり改善の余地はあると私は考えます。

また、働きたいと思っているのに働けないということも、これもおかしいと思います。今の時代、学校現場はもちろん、どこの業界も社会構造的に常に人手不足でございます。しかも、子どもたちに直接関わる部分を担っている人たちを、働きたくないというのであればまだしも、働きたいのに働かせないというのは、私は間違っていると思います。働き方改革は、働き過ぎの日本人を働かせないためのものではございません。厚生労働省のホームページに、働き方改革の目指すものとして、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、育児や介護との両立など、働き方のニーズの多様化などに対し、生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることを目指し、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人一人がよりよい将来の展望を持てるようにすることというふうに書かれております。これを実現するためには、予算的には厳しくても、現場で働いている人のニーズを汲んで、よりよいものにしていこうというものしかないというふうに私は考えます。困難な道のりだとは思いますが、少しでも子どもたちのためになることであれば、実現に向けて努力をぜひしていただきたいものだというふうに思います。

○教育部長（矢野義知） お答えいたします。

議員から様々な学校現場に対する御意見をいただきました。特別教育支援員や、またプールでの活動の件につきましても御指摘を受けました。

特に、一番最初に言われました学校のトイレの問題につきましても、非常に清掃が行き届いていないという御指摘がございましたので、この件に関しましては、早速ほかの学校の掃除の状況について、どうなのかというところの現状を調査をしていきたいと思います。その現状によって、また対応方法について考えていきたいと思います。

特に清掃の時間が限られてくる、短いということに関しましては、今後先ほど言われましたように、授業数や学校行事の削減等で、十分にこの清掃時間を確保できるよう、またICTの活用等も、これも授業数削減に寄与するものと我々は考えておりますので、その辺も含めまして早急にこの件につきましても対応させていただきたいと考えております。

○教育長（寺岡悌二） お答えいたします。

特別支援教育に関しましては、議員さんからも御指摘がございましたとおり、教育の原点だと思っております。支援は全ての子どもに必要なと考えておりますが、生まれつき、あるいは後天的に障がいのある子どもさん等がおられ、そういう子どもさんにはより必要な支援が多くございます。ましてや特別支援教育支援員の人が交代するとき、あるいは担当が代わるとき、本当にきめ細かで丁寧なその子の特性に応じた教育をというふうに思っていますので、そこは徹底したいと思います。

また、清掃につきましても、教室の乱れ、学校の乱れは心の乱れというふうによく言われていますので、きれいな学校、これはもう市民憲章にもございますとおり、きれいなまち、きれいな学校づくりということで、もう一度そこを見直して、子どもたちがきれいな環境の中で学んでほしいと思っております。

教室も体育館も本当に、エアコンの設置で大変好評でございます。そういう意味でも、今度は質をしっかりと高めるような教育に邁進したいと思っております。

○４番（森 裕二） 教育長、また教育部長のほうから大変頼もしいお言葉をいただきました。

ぜひ、子どもたちのためにもよりよい環境をつくるために、しっかりと市のほうとしても頑張っていたきたいというふうに思います。

これで、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 9番（美馬恭子） 日本共産党の美馬恭子です。今回の議会は、私事ではありますがいろいろばたばたしてしまい、精神的に落ち着かない議会になってしまいました。そのようなことを考えて、本当に議員という職は重たいものだのと改めて感じることもできる機会でもあったかなというふうに感じています。

それでは、質問のほうに入らせていただきたいと思います。

最初に、子ども子育てについてということでお伺いしたいと思っています。

こども誰でも通園制度について、全ての子どもが保育を受ける権利を持っている、今日では子育てというのは家庭だけが担うものではなく、家庭と社会的な保育や子育ての場の両面、両輪で行うものだということが幅広く認められてきています。3歳以上の子どもたちだけでなく3歳未満の子どもたちも、その家庭が就労しているかどうかにかかわらず、全ての子どもたちが保育を受ける権利を持っています。その権利は社会的に保障すべきであるというのが、今の流れになってきているものだと考えています。その流れの中で、今回の制度が出されてきたのではと認識もしております。

前回、6月議会でも質問いたしました、具体的な内容に関しましては今後の進捗状況によるものだというふうに理解をしました。今回7月に、政府に行ってレクチャーを受けてまいりました。内容的にはただいま試行中であり、令和7年度に制度化し、令和8年度から運用していくということになる。その中でどのくらい時間的に預けることができるのか、施設としてはどういうものになるのかというような質問もいたしましたが、具体的なことをお聞きすることはできませんでした。

さて、前回も質問してお尋ねしましたが、別府市の中で詳細についてはまだ検討中ということでしたけれども、現状について御説明ください。

- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

こども誰でも通園制度でございますが、国は今年度の試行事業を経て令和7年度に法律上制度化し、令和8年度から全自治体で運用というスケジュールとなっております。今年度末頃には、実施要綱などが制定される予定となっております。

- 9番（美馬恭子） この制度については、月に利用時間、そして保育支援の負担など実際に多くの課題があると思われます。全国一律で横並びの制度導入ではなく、本当に支援の必要な子どもや保護者に寄り添った制度なのかが大変疑問です。

例えば、先日の議案質疑でも質問させていただきましたが、家庭的保育事業について、別府市では実施している事業所はないということでした。可能性として、このような事業所も今後出てくるのではないかと思います、別府市としてはどのようにお考えでしょうか。

- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

家庭的保育事業等については、保育園と同様の取扱いとなるため、別府市全体の保育の受入れの定員として、子ども・子育て支援事業計画で定める必要がございます。現在、待機児童がいない状況の中での定員増につきましては慎重に検討する必要があり、実現は難しいと考えております。

- 9番（美馬恭子） なかなかはっきり見えてこない、こども誰でも通園制度です。直接契約になるのかな、別府市としてはこの点どのように捉えているのでしょうか。また、一定の要件を満たせば、どのような主体でもその子育てに参入できるのでしょうか。緩和基準も示されていますが、今後どのような形で事業者を選定していくのでしょうか。何か問題があれば、市としての関与はどの程度あるのでしょうか。このように悩むこと、疑問に思

うことはたくさんあります。保育や子育てサービスを市場化していこうということではないのかなというふうにも思ってしまう。自由利用方式、大きな予算を投じて予約システムをつくり、子ども1人当たり1時間の利用ごとに利用料と補助金が入ってくる、これが本当に子どもの育ちを応援していく制度になるのでしょうか。

6月にも質問いたしました、今のところこの制度に関する動きは見えていません。しかし、令和8年度から運用していくというのが国の方針であれば、具体的に考えていくことが必要なのではないでしょうか。職員の十分な体制確保、安定的に使える施設の維持、子ども、親との関係をつくっていくことも大切です。そこをしっかりと認識して議論していただきたい、そういうふうに考えています。

保育とは、親が個人的に使うサービスではなく、その地域に住んでいる全ての子どもたちを対象にして、保護者と保育者が真摯に話し合い、子育てを応援していくものであると私は思っています。令和8年度開始に向けて、満3歳未満の子どもがいる家庭の困りへのサポートをしっかりと行い、家庭が困り事を発信しやすいようにということを念頭に置いた取組をぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

この制度の意義については、子どもを中心に、子どもの成長の観点から、「全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備する」ことを目的に、在宅で子育てをする世帯の子どもも、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られること、保育者から子どものよいところ等を伝えられることで、子どもの新たな気づきを得たり、保護者と子どもの関係性に関わることができることが期待されております。

別府市としても、この制度の意義を達成するため、国の動きを注視しながら、制度導入に向けた準備に取り組んでまいります。

○9番（美馬恭子） ぜひ、検討していただきたい。この早急なこども誰でも通園制度に関しては、あまりにも中身が見えていません。こどもまんなか社会と言いつつ、今この制度の中のどこに子どもが存在しているのか、私には見えてきません。試行事業をしている自治体からの報告や利用されている保護者からの意見も十分踏まえて、市が責任を持って前に進めていくべき制度だと思っています。このまま国が制度化し、運用化していくものではないとも考えます。

私は、この状態での制度運用に関しては反対です。子どもの数が減少傾向、歯止めの効かない状況になっています。今、自治体として何が大切なのか、先ほども答弁をいただきましたが、ぜひ議論を大きくしていただきたいというふうに考えています。

さて、続きまして、学校給食の食材についてお尋ねしたいと思います。

3月議会でもお尋ねいたしましたが、学校給食における食材調達について再度お尋ねしたいと思います。地元野菜利用推進事業の進捗状況はどのようになっていますか。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

本事業は令和5年10月から半年間の実施でございまして、この間時期的に食材や献立に偏りが見られました。昨年度から引き続き現在も着実に事業を進めておりますので、1年間運用した後に達成状況が明らかになると考えております。

○9番（美馬恭子） 地元野菜でも農林水産課が主導して、有機農産物の生産にも着手していると聞いています。学校給食食材として、有機野菜の導入状況はどのようになっていますか。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

現在、農林水産課が生産者とともに化学肥料や農薬の使用量を減らした環境に優しい農産物の調査・研究に取り組んでおります。学校給食納入業者として登録をしている生産者の中にも、この取組に参画している方がいらっしゃることから、学校給食センターで調達

をいたします 10 品目の指定野菜のうち、当該生産者が取り組んでいる 6 品目については、化学肥料や農薬の使用量を減らした栽培をお願いをしているところがございます。

○9 番（美馬恭子） 今回、気候の変動によって、食材の高騰も関係しているかもしれませんが、給食の栄養価の低下なども言われているようです。食材調達に当たってこの点、何か隔たりはなかったか、お断りはなかったか、お聞かせください。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

猛暑により、野菜の生育不良などの影響がございます。例えば、学校給食センターでは、ジャガイモは通常煮崩れのしにくいメークインを使用しておりますが、生育不良のため、男爵に変更して使用しております。猛暑や食材高騰の影響で調達が困難な場合におきましても、献立変更や味つけの工夫をするなどで、栄養価に偏りが出ないように給食運営を行っております。

○9 番（美馬恭子） 今回、この質問をするに当たっていろいろ調べてみました。千葉県はいすみ市では 2012 年、自然と共生する里づくり連絡協議会が発足したことを契機として、公民協働で環境保全型農業を推進し、当時稲作における有機農業者はゼロでしたが、その後 4 年足らずで学校給食に地場産有機米を 100% 使用ということになりました。なかなか見いだせない販路でしたが、学校給食に使用していくという公共調達が道をつけることになったと言われています。有機米の産地振興と学校給食への導入をセットで進めることで、農家のモチベーションが上がり、新たな参加者を促す上でも大きなポイントになったというふうに書かれていました。以前にも、今治市の地産地消と学校給食、有機農業と食育のまちづくりというモデルもあり、学校給食との連携拡充は、お米だけとは限らず、可能性を秘めているのではというふうにも考えています。

さて、その中で学校給食をきっかけに、別府市の農業のブランド化が図られ、インバウンドの健康志向にマッチしていくことを期待しております。また、災害時に遠方から仕入れるものは届かない可能性が多い。できるだけ身近で調達できるようにしていくことが、とても重要だと考えています。学校給食の食材やお米に占める別府産、大分県産の割合はどのようになっていますか。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

お米は、令和 6 年度から 100% 別府市産を使用しております。そのほかの食材は、令和 6 年度 4 月から 7 月で大分県産が 67.8%、そのうち別府市産が 11.2% でございます。

○9 番（美馬恭子） 今言いましたように、別府市ではインバウンドに向けて健康志向を模索していく中で、食に関しても取組が始まっています。有機栽培に関しては、他の市の例を見ても、学校給食と連携することによって販路を見いだす、それによって新規に農業に従事しようとする人にとってもメリットは大きいと思われますし、別府市が模索していますインバウンド向けの健康志向にもプラスに働くのではないかというふうにも考えています。

今、子どもの食が危ないと言われている時代です。貧困による食事情の低下も考えられますが、学校給食を見直すことによって、その地域の農業も変わる。そしてそれがブランド化にもつながるのではないかというふうに、前の各市の取組をもって考えるようになりました。別府市の農業は今が一番大切な時期だとの認識は、市が思っていることと同じであると思います。この質問の最後に、学校給食の無料化も見据え、そして再度、対応のほうをお願いしたいということを言いまして、次の質問に移らせていただきます。

次、国民健康保険についてです。

国民健康保険とはということで、1954 年に第二次世界大戦が終わり、1947 年に新憲法が施行されました。それに伴い、国保法は度重なる改正が行われて、1948 年第 3 次改正で、市町村公園の原則、住民の強制加入といった仕組みが導入されています。1961 年からは

国民皆保険体制が整備されました。新法の第1条では、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする、というふうにされています。国民健康保険とは、公的医療保険の一つです。人々の医療を受ける権利を公的責任で保障する、つまり人々の医療保障を実現するものです。公的医療保険の中には、皆さんも御存じでしょうが健康保険組合、組合健保ですね、そして全国保険協会、協会けんぽ、共済組合、国保組合、後期高齢者医療制度、そして国保、生活保護世帯や無保険者等も含まれます、その他としては。新法第1条の中で書かれていました、これをもって、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする。そのことをもって、今国民健康保険は運営されているということです。

そこでお尋ねしたいと思います。市町村が運営する国民健康保険は、被用者保険の加入者を除く方が加入者となる公的医療保険制度であります。構造的に加入者の年齢が高い、医療費水準が高い、所得水準が低いといった課題も抱えています。別府市ではどういった方が国保の被保険者になるのか、またその医療費は1人当たりどれぐらいなのか、お尋ねしたいと思います。

○保険年金課長（石崎 聡） お答えいたします。

国民健康保険は、後期高齢者医療保険や社会保険などの被用者保険を除く、自営業者や会社を退職された方などが加入しており、令和5年度末現在、年齢階級別被保険者数及び被保険者全体に占める割合では、0歳から6歳までが441人占める割合は約2.0%、7歳から64歳までが1万3,122人占める割合は約58.3%、65歳から74歳までが8,918人占める割合は約39.7%となっており、被保険者総数では2万2,481人です。

また、本市での人口に占める国保の被保険者の割合は約20.1%です。

次に、医療費では、令和5年度実績で約107億円、1人当たり47万6,475円となっている状況であります。

○9番（美馬恭子） 公的医療保険制度における国民皆保険制度の最後の砦と言われていいますように、加入者の年齢が高く、医療費水準が高いということが、今の答弁でも見えます。それを支える保険税の算定方法には、応能割、いわゆる所得がある方が負担する部分と、応益割、加入者が負担する部分について、現在はどのような割合になっていますか。

また、保険税の滞納世帯はどのくらいあるのでしょうか。

○保険年金課長（石崎 聡） お答えいたします。

保険税については3方式を採用し、応能負担となる所得割額、応益負担となる均等割額及び平等割額の合算で保険税額を算定し、令和5年度での割合は応能分約41.2%、応益分約58.8%です。

次に、滞納者ですが、令和5年度末現在では1,840世帯です。

○9番（美馬恭子） 地域住民に対しての自治体としての対応は、なかなか各市町村によっての違いもあり、国保料、国保税の算出方法も応能割、応益割と分かれておりますが、負担額はかなりの差があるというふうに感じています。加入者への適切な発信も大切だというふうに考えています。そのことを考えますと、別府市の特徴としては、やはり加入者世帯20%ということで、高い。そして、滞納率も決して低くはないということが今の答弁で伺えたというふうに考えています。

さて、引き続きまして、県統一化に向けて一体何がどのように変わるのか、こころ辺をしっかりと説明していただきたいというふうに考えています。2018年度に行われた国保制度改革については、国が3,400億円の公費を投入して財政基盤の強化策を実施していく、都道府県の財政運営の主体となる、市区町村は資格、保険給付、保険料の徴収、保険事業を引き続き担うというものでした。

大分県では、令和11年には保険料水準の完全統一化を図るというふうにされています。

この中で、滞納世帯が、滞納者が1,840世帯いるということは、やはり保険税が高いのではないのでしょうか。また、応益割が高く、低所得者への負担も大きいと考えます。

そういった中で、統一保険税が協議されています。年度間の保険料変動の均等性を図る、抑制を図る大分県と市町村が共同で運営する仕組みが導入される、県は安定的な財政運営や市町村の国保事務の広域化・効率化などの中心的な役割を担っているということですが、標準化・広域化・効率化を推進できるよう、統一的な市町村国保の運営に関する指針として、第2期の大分県国民健康保険運営指針が定められています。今言いましたように、令和11年度には統一化、それが目標とされています。保険税の完全統一ということによって、国保会計にどのようなメリットがあるのか、お尋ねいたします。

○保険年金課長（石崎 聡） お答えいたします。

平成30年度の広域化によりまして、財政運営の責任主体である県が単年ではなく、複数年の平均の医療費水準を反映したことで、保険税の変動は一定程度抑制されてきましたが、依然として少子化などによる被保険者の減少や高額な医療費の発生など、市町村単位では影響が大きいといった課題があります。

保険税水準の統一を進めることで、市町村単位で医療費を保険税に反映させるのではなく、県単位で反映させることになりますので、保険税の変動が抑制され、国保財政が安定化されるものであります。

○9番（美馬恭子） メリットとして、今挙げられたことがあるのでしょうか。医療費の適正化、保険料の収納率の向上などを求められることは大きいと思いますが、別府市としてはそれ以上にメリットがあるということなのでしょう。都道府県単位での保険料率の統一は、都道府県内どの市町村でも病院や診療所など、医療の提供する体制が同様の水準として確保されていくことが重要です。医療に要する費用の水準や保険料の収納率も、同じ水準になることが条件なのではないのでしょうか。

国保会計として県統一化した場合、各市町村で医療費が高額となっても、保険税率を上げて赤字を解消するなど、そういうことがなくなるということですが、具体的にどういったものになるのでしょうか。また、現況と比べて、デメリットとしては何かありますか、お尋ねします。

○保険年金課長（石崎 聡） お答えいたします。

県内の国保の被保険者で支え合う仕組みに変わりますので、県内どこに住んでいても同じ保険給付を同じ保険税負担で受けられるようになります。

デメリットとすれば、医療費適正化や収納率向上の成果が市町村ごとに反映しにくくなることと考えます。引き続き大分県国民健康保険運営方針に沿って、県や県下の市町村などと連携した協議をしてまいります。

○9番（美馬恭子） 以前から言われていますように、別府市には医療施設がたくさんありますし、介護施設等もたくさんあります。このような中で、国保に加入しているのは、もう二十数%ということであります。これが統一化されたときに、どのような形で見えてくるのか、なかなかはっきりとしたことが見えてこない。それに対して不安を感じるのは、私だけではないというふうに感じます。ぜひ、最後の砦であります国保の体制をしっかりと別府市の中で考えていっていただきたいというふうに考えております。

最後にこの項で、基金についてお尋ねしたいというふうに考えています。

基金は現在どの程度あるのでしょうか。そして、統一化されたときには、この基金は市としてそのまま維持していけるのですか。普通に考えれば、特別会計としての基金はこのままの形では残せないと思うのですけれども、基金は今後どのような形になっていくのでしょうか。県内保険税の統一が進む、保険給付の心配がなくなる反面、保険税率が上昇する可能性もあると思います。県全体として統一がメリットだということですが、別府市に

においては低所得者の方が多い、結果的にそういった方の負担はかなりのものになるのではないかという懸念もあります。負担を減らすための方策として、国民健康保険特別会計では、現時点でお尋ねしたところだと約 16 億円の基金があるということですが、低所得者の方々、または市民の方々の負担が減るような活用はできないか、お尋ねしたいと思います。

○保険年金課長（石崎 聡） お答えいたします。

別府市国民健康保険基金条例では、その使途につきまして、国民健康保険事業費納付金の納付に不足が生じた場合や国民健康保険事業に係る保険事業の財源に充てると規定されております。

一方、基金の積立てでは、令和 5 年度は預金利子のみしか積立てができなかったものであります。また、県に納付する納付金の額の傾向では、令和 3 年度から 5 年度は 29 億円台での推移であったものが、令和 6 年度では約 31 億 6,000 万円となっており、2 億数千万円ほど増えております。そのため、基金繰入金といたしまして 7,000 万円を予算計上している状況であります。

保険税水準の統一などを勘案しながら、引き続き、適切な国保の運営に努めてまいりたいと思います。

○9 番（美馬恭子） 均等割に関しては、2022 年に未就学児が 5 割軽減されました。しかし、小学校に入学してからはこの軽減もなくなります。先ほど答弁いただきましたように、応益負担の率が大きいというのはこの均等割、平等割の負担が大きいということにほかなりません。最初にも言いましたけれども、国民皆保険の中で国保は中小規模の事業に勤務している方や個人事業者、年金受給者、後期高齢者までの期間の人が加入する保険です。これ以上の負担がかかることは、滞納世帯を増やし、無保険者を増やすことにもなりかねません。命の砦とも言える保険制度です。国の方針による令和 11 年度の国民健康保険事業の県内保険税統一はやむを得ない動きであるとしたしましても、基金を活用するなど、何らかの対策を講じていただきたい。これ以上過度の負担にならないようにしっかりと協議して運営していただきたいということをお願いして、この項を終わらせていただきます。

それでは引き続きまして、3 番の項目に入りたいと思います。

市制 100 周年の中で別府市民が培ってきた文化、今年は市制 100 周年ということでいろいろな行事が執り行われました。私も、本当に市制 100 周年の中で議員をさせていただいて、いろんな経験をさせていただいてありがたかったなというふうにも考えております。

さて、その中で、市立の図書館の開館についてお伺いしていきたいというふうに考えています。令和 8 年 3 月に開館予定、ただいま工事中、現在の状況は、外から眺めれば分かるように随分進んできたようです。ところが、その工事現場を見て、あそこは何を工事しているんだろうという市民の方がいまだにいらっしゃるということが、ちょっと悲しい事実でもあります。市民が期待している新図書館について、工事が始まる前まではオープンプラットフォーム会議が開催され、市民の多くの声が反映されていきました。そして、その後の発信についてはどうでしょうか。丁寧に情報発信に努めていましたが、工事が始まってからはあまり聞かないような気がします。今の状況では、先ほど言いましたように、ここ何が建つというような方もいらっしゃる。そんな中で、広報がきちっと行き届いていると言えるのでしょうか。完成予想図や横断幕などを設置して、興味がない人たちにも、また税金で造っている市の図書館についてもう少し丁寧に説明をし、話し合っていく機会を持つてはどうかと思いますが、いかがですか。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

工事着工と同時に、市役所西側駐車場の入り口付近に看板を設置をいたしました。また

今回、市報べっぷ9月号に特集を組み、施設の配置図、それぞれのコーナーの特徴、広さなどポイントを分かりやすくお知らせをいたしました。今後は公式ホームページ、フェイスブックなどSNSをはじめとする広報ツールを活用いたしまして、幅広い層に関心を持っていただけるように努めてまいりたいと考えております。

- 9番（美馬恭子） 市民の皆さんの声の中には、本当に新しい図書館が待ち遠しいという声もたくさん聞きます。しかしその中に、現在ある図書館はどうなるのか。人口11万人を超える都市ならば、今の図書館を分館として残してほしいという意見もたくさん聞きますが、この辺はどうでしょう。

- 教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

新しい図書館は、国土交通省の別府公園周辺地区事業の中で誘導施設と位置づけられておりまして、現在の図書館機能の全てが新しい図書館に収益移転されます。制度上、現図書館を分館として残すことはできませんが、管理運営計画の中にも明記をしておりますように、図書館に来ることが困難な方や、現在図書館があります南部地域をはじめ、市内のどの地域にお住まいの方でも、図書館サービスを受けられる環境づくりを進めるため、今後具体的な方策を検討してまいりたいと考えております。

- 9番（美馬恭子） 今の答弁をお聞きしていると、誘導施設と位置づけられているということで、分館として残すのは難しいということのようですけれども、以前、オーブンプラットフォーム会議等でもいろいろ提案が出されていきました。スペースを各場所に設けて行きやすい発信拠点を考える、憩える場所を設けて図書館の活用の広がり示していくのはどうか、というような話も示されていきました。分館としての思いは本当にありますけれども、今後多くの市民が集えて図書を利用できるような、そういうスペースをぜひ考えていっていただきたいというふうにも考えておりますので、ぜひそのところをもう一度考慮していただければというふうに考えています。

新しい図書館に関心のある人たちは、本当に新しい図書館ができることを楽しみにしています。評価もされていると思いますが、11万人都市です。その中で、分館も欲しいという意見も本当に市民の中にはあることです。平凡な生活の中で、市制100周年の基礎となっているこの新しい図書館、これからの100年に向けた情報発信を今後どのように考えていらっしゃるのか、令和8年3月までの間はまだ十分時間がありますが、そのところはどのように考えていらっしゃいますか。

- 教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

さきの第2回市議会定例会にて議決をいただきました、別府市立図書館等複合施設の設置及び管理に関する条例の前文には次のように書かれてございます。図書館を核とするよりどころは普遍的な価値を守りながら、時代の変化にも対応し、新しい価値をともにつくる場となる。豊かな暮らしにつながる確かな情報を届け、人々の多様な出会いを大切にし、新しい100年に向けて、市民とともにまちの未来をつくることをここに決意する。このように書かれてございます。

これまで多くの人々が積み重ねてこられました図書館に対する思いを大事にし、また、これまで図書館に関心がなかった方にも興味を持ってもらえるように、様々な機会を捉えて、この条例前文が意図する趣旨を広く伝え、そしてこれから先も市民と共有をしていくことが最も有効な情報発信であると考えております。

- 9番（美馬恭子） ぜひ、別府市民にとって愛される図書館というふうな形で図書館を送り出していただきたいというふうに思います。他市との違いを出し、本当に活用が進む図書館になることを願っておりますし、これから1年半、発信をぜひ続けていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは引き続きまして、この項ですとね、アルグリッチ音楽祭などで市民が向き合っ

てきた芸術についてということで、お伺いしたいというふうに考えております。

アルゲリッチ芸術振興財団ですね、2007年3月に設立されました。別府のアルゲリッチ音楽祭やピノキオコンサート、病院訪問コンサート、サロン文化の発信など社会貢献活動を実施しています。多くのクラシックファンが大分に集結し、伊藤京子さんが中心となり活動もつながっています。しいきアルゲリッチハウスは別府市の別府公園の前にあります。すばらしい音響設備を持つサロンともなっています。大分県の管轄とはいいいましても、別府市の真ん中で芸術が生まれる、そういう年月を重ねてきています。

別府市として、よい意味での活用は大切だというふうに考えますが、現在のしいきアルゲリッチハウスの利用状況について教えてください。

○文化国際課長（高木智香） お答えいたします。

しいきアルゲリッチハウスの利用につきましては、クラシック音楽に関わる講演や収録、芸術文化に関わる講演やレクチャー、各種学会や分科会などの申請があった場合に、「しいきアルゲリッチハウス利用審査会」の選考を経て、利用承認を行っております。

利用状況についてですが、令和5年度別府アルゲリッチ音楽祭のプログラムである室内楽シリーズとしまして、クラシックコンサートが4回開催されたほか、日本音響学会建築音響研究委員会の主催事業として、別府市出身の樽谷耕平さんのミニコンサート及びハウスの設計に関わった方による講演会が開催されました。

○9番（美馬恭子） その中で、もう少し市民が利用しやすいようにするにはどのようにしたらいいでしょうか。

○文化国際課長（高木智香） お答えいたします。

市民の利用についてなんですが、現在のところ、しいきアルゲリッチハウスの利用規約について、アルゲリッチ芸術振興財団が理事会、評議員会などを経て決定しておりまして、先ほどお示しした条件が定められているところでございます。

○9番（美馬恭子） 別府では今、マーチングフェスティバル、今年も開催され7回目を重ねるといいます。私の友人も、京都からはるばる別府に来るのを大変楽しみにしています。本当に別府に根づき、楽しみにされている方もたくさんいらっしゃると思います。

このように、芸術が根づくまちは本当にすばらしい、子どもたちにとっても情操教育には欠かすことはできません。別府市としても、今後より多くの助成なども考えて、ぜひしいきアルゲリッチハウス、サロンの活用、また子どもたちのために、情操教育へと活用していただくことをお願いして、次の項に入っていきたいというふうに思います。

さて、別府市民劇場についてです。

別府市民劇場は今年で20周年を迎えています。別府のまちにはなかなか根づかないのではないかとわれ、立上げ時にはかなりの熱量で頑張られたということもお聞きしています。年6回の公演を続け、次回が124回目の公演となります。会員制でみんなで運営する舞台、感動は大きく、別府で生の舞台が見れること自体が大変すてきなことだと考えております。5月には記念シンポジウムを別府市公会堂で開催しました。市民が培ってきた芸術文化が別府市を支え、地域に根差した人たちがいるからこそ、別府市が発展してきたのだと言えると思います。

そのような活動をしている団体への支援が、もう少し必要ではないかと思いますが、この辺はどうでしょうか。

○社会教育課長（姫野淳子） お答えいたします。

別府市民劇場が創立から20年の長きにわたり、本市の芸術文化の発展に寄与していただいておりますこと、また、別府市の社会教育関係団体として、市や教育委員会の様々な行事にも参加、御協力いただいておりますことに感謝いたしております。

各団体への支援につきましては、社会教育関係団体が、別府市公会堂や市の社会教育施

設を利用する場合には、部屋の使用料の減免措置がございます。また、各団体がイベント等を行う際には、公民館などへのポスターやチラシの掲示等の協力を通して支援をさせていただいているところでございます。

- 9番(美馬恭子) 何回も言いますけれども、本当に毎日の生活の中で潤いや日常とは離れたシーンを味わうことは、とても大切です。それを別府市民は古くから培ってきています。100周年の市制を支えてきた原点ともなっているのではないかというふうに思っています。

観光のまち別府も、最初は地元の旅館やお土産屋さんなどが少しずつ広げてきた輪が大きく広がって、今に至ったのではないのでしょうか。全ては個人個人の思いが周りに熱量を振りまき、熱くなってきました。温泉のまち別府から健康リゾートのまち別府へ、そしてインバウンドの方々が多く来てくれる、文化芸術のまち別府としても、プラスアルファの価値観をつなげていくのは、今までの市民の皆さんの一つ一つの積み重ねです。今後もぜひ、大事に育てていきたいというふうに願っています。100周年で見てきた小さな一歩をぜひ未来につなげるために、別府市としても、隅々の方々、そして地域の人たちの声に耳を傾けて、次の100年を目指していただきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

さて、それでは最後の質問に入らせていただきます。

上下水道料金の値上げについて、今回、値上げについての改定理由を教えてください。

- 上下水道局総務課長(田原誠士) お答えいたします。

上下水道局は、別府市上下水道料金あり方検討委員会の答申を受け、上下水道料金の改定について検討を行っております。答申では、公共下水道事業会計の収支状況については早急な改善が必要なことや、人口の減少に伴い収益は減少傾向の中、上水道事業及び公共下水道事業ともに、施設の更新や耐震化などの建設改良費の財源確保が難しい状況であることなどが挙げられております。

これらの事項について検討を行い、料金の改定を決定いたしました。

- 9番(美馬恭子) では引き続きまして、1世帯当たりの値上げ額はどのようになりますか。

- 上下水道局総務課長(田原誠士) お答えいたします。

モデルとして、2か月の使用水量が40立方メートルのお客様の場合になりますが、現行料金では、水道料金が5,848円、下水道使用料が4,310円、合わせて1万1,580円に対し、改定後は水道料金が6,690円、下水道使用料が5,442円で、合わせて1万2,132円と1,974円の値上がりとなります。

- 9番(美馬恭子) 上下水道局は、言うまでもなく公営企業です。公営企業と民間企業の違いは、高度の公共性、地域独占性があります。ですから、今回の料金改定に関して、議会の議決事項となっておりますので、ここに出てきているということですね。水道会計などの公営企業には、総務省の通知として一般会計からの繰入基準も示されています。これは、全額を水道料金に転嫁するのは合理性がないとして、経費については一般会計での負担が認められているという制度です。毎年、その対象は拡大されています。全国の自治体がこれを活用しております。毎年度の経営分析指標の中で見られます繰入金比率、別府市は令和5年度は2.5%、類似団体の平均は11.54%、比較しても5分の1程度、全国平均は14.35%、6分の1程度しか繰り入れられていません。

今回の決算審議の際にもお聞きいたしましたとおり、消火栓の設置及び管理に要する経費、水道局職員への児童手当に要する経費の1,650万5,087円のみ繰り出すというふうにされています。全国の自治体と比べても、別府市の負担率は極端に低いのが現実です。上水道の値上げ割合は平均14.2%、下水道の値上げ割合は25.8%、今お答えいただいたように、モデル家庭としては約2,000円近くの値上がりとなります。大きな値上げとなり

ます。

上水道を見ていきますと、給水戸数は6万3,510戸、普及率は98.39%、10万人から15万人未満の類似都市を見てみますと、96.7%ということで比較的高い水準である。その他に関しても、類似団体と比べてかなり高い有収水量である。減価償却率に対しては年々向上していますので、これに関しては施設の老朽化や施設の修繕、そういうものは近々必要になってくるというふうに思います。しかし、総収支比率や経常収支比率を見てみれば、ともに100%を超えており、健全な水準にあると言えるのではないのでしょうか。累積欠損比率に関しても、問題はないというふうに見てとれます。料金回収率は105.9%、これも全国平均に比べて高い状況です。今のところ、経営に必要な経費を水道料金で賄われているのが現状です。

その他、特にこの近年大きな問題となる点はないというふうに思われますし、切迫した状況ではないのではないかと、私としては考えております。別府市の水道ビジョンとして、2012年に計画期間10年間として将来の計画を策定されています。給水人口の減少や、それに伴う1日最大給水量の低下も示されています。そんな中で、耐震工事は進んでおりますし、補強も完了しつつあるというふうに聞いています。鉛管対策としても着々と進んでいるようですが、これに関しては、年ごとに老朽化していくのはやむを得ないことになるのでしょうか。

そんな中で、令和2年度と令和8年度、「別府市水道事業経営戦略」の中では、この時点に水道料金を改定する計画となっております。ところが、令和2年度にはそういう話は出てきておりません。それはどうしてですか。

○上下水道局総務課長（田原誠士） お答えいたします。

水道事業経営戦略の財政計画におきまして、収支の不均衡が生じることにより、令和2年度の水道料金改定が必要になるとの見込みでございましたが、事業経営を行う中で、その収支バランスを保つことが可能であると判断できたため、料金改定に至ることはございませんでした。

○9番（美馬恭子） 以前お聞きしましたが、水道料金は1か月の使用水量が8立方メートルまでが基本料金となっております。1か月でここまで水を使わない利用者もたくさんいると思われます。そのような利用者に対しては、今後何か検討する予定はあるのでしょうか。

○上下水道局総務課長（田原誠士） お答えいたします。

今回の料金改定につきましては、お客様に公平な負担をお願いすることから、今のところ特別な減免等を制度としては設けておりません。今後につきましては、状況に応じ、個別の案件として対応する必要もあると考えております。

○9番（美馬恭子） 先日お聞きしたところでは、上水道で2か月8立方メートル以下の使用世帯は7,519軒、8.4%、そして下水道の排水量が10立方以下の方は4,624人、15.5%程度ということでした。そういうふうに見ますと、この8立方メートルを基本料金とはせずに、もう少し引き下げて5立方メートル以下に引き下げるということも考えていいのではないかとこのようにも考えます。大分市は、今年の4月から基本料金を5立方メートルまでとし、月800円、口径13ミリメートルですね、で一部値下げを実施しています。津久見市も月5立方メートルまでが830円です。杵築市、佐伯市に関しては、0.5立方メートル、1立方とといった細かい刻みでの料金体制となっています。一方的に今回の値上げ提案する前に、このような考え方もあったのではないかと思います。先ほどの答弁いただいた中では、そういう考えはなかったようにお見受けいたしました。

さて、引き続きまして、公共事業としての上下水道の在り方についてお尋ねいたします。地方公営企業繰出金についての総務省通知にあります、「災害・安全対策事業に係る事

業費」の繰出しを過去に受けたことはありますか。

○上下水道局総務課長（田原誠士） お答えいたします。

「災害・安全対策事業に係る事業費」とは、水道施設の耐震化のように、施設をより強固なものに更新する経費のことで、その財源の全てに水道料金を充てることは適当でないと判断された経費になります。

この経費につきましては、事業の内容に、一般会計からの繰出しが決められております。令和５年度におきましては、４,０２２万２,０００円の繰出しに該当する経費がございますが、繰出しには至っておりません。また、これまでも同様の該当する経費はございましたが、繰出しは行っておりません。

○９番（美馬恭子） 今回、値上げに際して能登沖地震後のことも踏まえ、災害対策を優先させていくことも必要であるということも入っていたというふうに考えられます。国は毎年度の地方財政計画において公営企業繰出金を計上し、総務省がその都度繰出し基準を示しています。その中に災害対策事業費があります。地震災害など万が一に備える災害対策事業費については、その一部は一般会計から繰り出すことができる、そしてその場合一部を地方交付税等で考慮するというふうに定めております。

そんな中で、別府市としてこの額です。一般会計からの繰出しが行われていないことについて、上下水道局としてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○上下水道局総務課長（田原誠士） お答えいたします。

上下水道局は、これまでも該当する経費の繰出しにつきましては、市内部で協議を重ねておりますが、繰出しには至っておりません。今後につきましても、繰出しについては引き続き協議のほうを継続していこうと考えております。

○９番（美馬恭子） 水道事業の経営指標によれば、別府市においては施設の効率性、収益性、財務の安全性についてはおおむね良好と判断できるとされています。今後の各指標の傾向を見て、分析改善の必要があるとされています。

この点から見ても、今回市民への十分な説明もなく、条例改正を提出するというのはあまりにも早急な動きではないかと思っておりますし、これに関しては容認できるものではありません。ぜひ、命の水として本当に重要なのが水道事業です。今回条例改正として出された点、再度いろんな面から考え直していただいて、値上げについても考慮していただきたいというふうに考えております。

このところを再度お願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○上下水道局長（松屋益治郎）

先ほど議員言われましたような、うちのほうとしまして、水道事業経営戦略におきまして、以前から内部的にも令和２年度の改定とか、そういうもので検討しておりました。そういう事前の検討もございましたし、今回１月の能登半島地震、これにおきまして上下水道施設が甚大な被害を受けております。それをもって施設の更新・耐震につきまして、遅れることが許されませんので、今回このような形で提案をさせていただいております。

○９番（美馬恭子） 水道料金の値上げというのは本当に今、この賃金の上がない中、そして物価が高騰している中で、本当に大きなことだというふうに考えています。水を使わない生活はあり得ません。そんな中で、市民に対しての何らかの説明、もう一度しっかりとしてから考えていっても、手後れにはならないのではないかとというふうにも考えておりますので、ぜひその点も考慮していただきたいと思います。

○副議長（日名子敦子） 休憩いたします。

午後２時３７分 休憩

午後２時５０分 再開

（議長交代、議長加藤信康、議長席に着く）

○議長（加藤信康） 再開いたします。

○16番（穴井宏二） 16番、穴井でございます。よろしくお願いいたします。では、順番に従いまして質問を行いたいと思います。

まず最初に、「書かない窓口」につきましてお伺いしたいと思います。

今これ、テレビ等でも頻繁に言われておりますけれども、この「書かない窓口」につきましては、デジタル技術の進展によりまして、サービスのデジタル化が飛躍的に伸びております。国民がデジタル社会の恩恵を受けられるように、地方自治体においても、住民サービスについてデジタル化の推進を本格的に取り組むことが求められております。

その中で、行政手続のオンライン化の取組の一つとして、「書かない窓口」というのがありますけれども、まずこれはどのようなサービスなのか、具体的な説明をお願いいたします。

○情報政策課長（新貝 仁） お答えいたします。

デジタル社会の実現を目指す取組の一環として、国は令和2年に自治体DX推進計画を定めまして、市民サービスの利便性向上、それから行政事務の効率化を図ることとしております。別府市でも、「デジタルファースト推進計画」の中で「いかになくていい市役所、またなくていい市役所、情報が直接とどく市役所」の3つの柱を掲げまして、いわゆるDX（デジタルによる変革）を推進しているところでございます。

「書かない窓口」につきましては、市の窓口で市民の方が住民票の写しなどを交付請求される際に、マイナンバーカードなどを使いまして、申請書の記入を軽減するサービスを指しております。DXの取組といたしましては、手続のオンライン化とか、手続に必要な添付書類の削減などが進んでおりますけれども、一方で、現状の窓口事務の中でも市民の利便性を高める取組ができるものとして発案されたというものになります。

○16番（穴井宏二） 分かりました。この書かない窓口でございますけど、今までは非常に住民側としては、申請書に記入する量が多い、また正しく記入する必要がある、また記入する方法が分からない等、戸惑うこともありましたけども、この書かない窓口につきまして、別府市としましては現在の取組状況、これはどうなっていますでしょうか。

○情報政策課長（新貝 仁） お答えします。

別府市では、「申請書作成支援サービス」といたしまして、令和5年12月にマイナンバーカードを使って申請書の住所、氏名、生年月日、性別、それから申請日を自動で入力するサービスを市民課窓口で導入いたしました。住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明書の交付請求と住民異動届の申請書作成が可能になっております。導入以来、毎月1,000件程度利用されておまして、特に筆記に難儀する高齢者の方、それから留学生などの外国籍の方にとりまして、住所氏名を手書きしなくてよいということで、窓口での手続の負担が大きく軽減されると考えています。

また、受付後の事務面でも記載事項の判別が要因になりましたことで、証明書発行などの処理がよりスムーズになっております。国も、自治体と住民の接点になる窓口改革の一部として書かない窓口を推進しておまして、システムはデジタル田園都市国家構想交付金も受けまして導入したところでございます。

○16番（穴井宏二） 分かりました。私も今日初めて市民課窓口へ行きまして、マイナンバーカードを使いましてちょっと試験的にやってみました。窓口の方も非常に親切に教えていただきまして、別府市のこのワンストップ窓口というのは、非常に高く評価できるなと思っているところでございますし、市民の方にも非常に評判がいいということでございます。

そこで、この書かない窓口につきましては、九州で初めて導入しました春日市に聞き取りを行いましたところ、確実に手続の時間は短くなっているということで、今答弁にありましたように、市民の負担も軽減されているということでございました。

また、転入転出の手続につきましても、名前ともう1項目か2項目書けば、あとはもう対応できるというふうに言われておりまして、非常にいいシステムだなと思っているところでございます。また、住所変更に伴うほかの課、例えば国民健康保険、介護保険への手続につきましても、市民課のほうでその人に合った必要な枚数だけを、書類を打ち出して、関係する課に行って、それを持っていってもらおうというふうな流れになっておりまして、非常にスムーズに現在のところは流れているということでございました。

そういうことで、今後この「書かない窓口」につきましても、さらに別府市としましてはバージョンアップした取組ができると思いますけれども、どのように取り組んでいくのか教えてもらいたいのので、答弁をお願いしたいと思います。

○情報政策課長（新貝 仁） お答えいたします。

市の手続につきましてはオンライン申請や証明書のコンビニ交付なども推進しているところでございますけれども、現状の窓口手続の利便性を高めるという視点で、「書かない窓口」の取組も大変意義があるものと考えておりまして、今後導入拡大を図っていきたいというふうに考えております。

○16番（穴井宏二） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。市民にも行政にも非常にメリットのある取組でございますので、紙の記入を最大限になくして、窓口の待ち時間等も、特に忙しい3、4、5月とかは効果があると思ひますので、ぜひ最大限の取組をお願ひしたいと思ひます。

では、この項はこれで終わります。

続きまして、交通事故防止安全対策について質問をしたいと思います。

この交通事故防止安全対策でございますけれども、警察庁によりますと、自転車のながら運転が関係する死亡、重症事故が近年増加傾向になっているとのデータがあります。私もヘルメットをかぶらないで、また携帯電話を見ながら運転されている方々を時々見かけますけれども、このながら運転は、運転が非常に不安定になって、周りの方への注意も不十分になって、自動車にぶつかったり、また歩行者にけがを負わせてしまう、そのような不幸な事故につながるケースもございます。

そこで、この自転車の利用者の安全対策、これについて別府市としてはどのような取組をされているのか、お答えをお願いします。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

本市といたしましては、大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に基づきまして、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図るため、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた取組の展開を目標に、年4回の交通安全運動の期間中に実施しております富士見通り交差点などでの街頭啓発や、市報や市公式ホームページ等を通じまして呼びかけを行っているところでございます。

○16番（穴井宏二） 警察庁のデータによりますと、2023年の交通事故総数は30万7,930件で、自転車に関する事故は6万9,985件となっております。このうち死傷事故は7,107件で、73.2%に当たる、当たる5,201件で、要因としては自転車側に信号無視、また一時停止などの違反行為が確認されているとの発表があつております。

大分県内の人身事故の件数と、そのうち自転車事故が占める割合、これはどうなっているのか。また、人身事故のうち、自転車による死亡事故数と死傷者数はどうなっているのか、御答弁をお願いします。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

大分県警察本部が発表しております令和5年の交通統計によりますと、大分県全体で2,233件の人身事故が発生しており、そのうち自転車事故が占める割合は13.5%の302件となっております。

また、自転車事故によりまして死亡された方はヘルメット未着用の1名、3.1%でございまして、死傷者の方は295人の10.5%でございます。

○16番（穴井宏二） 分かりました。大分県の状況が分かりました。

ちょっと続けますけども、先ほどの警察庁のデータによりますと、自転車事故の相手としましては、全国的には自動車は77.2%、そのうち46.8%が出会い頭、次に、右折左折の衝突事故が26%になっているということで、また事故の原因としては、自転車側に法令違反があったのが67%もあったそうです。事故防止にはやはりルールへの遵守は不可欠であると思います。

そこで、自転車の人身事故時のヘルメットの着用率、県警の発表を教えてくださいたいと思います。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

大分県警察本部が発表しております令和5年の交通統計によりますと、大分県の自転車による人身事故時のヘルメット着用率は37.6%でございます。

○16番（穴井宏二） 分かりました。政府は2020年、22年でしたかね、自転車の安全利用について、特にヘルメットの着用について強調する発表をいたしました。

そこで、この自転車の安全利用について、自転車安全利用5則というのがありますけれども、これはどうなっているのか、答弁をお願いします。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

自転車に乗るときの基本ルールといたしまして、自転車安全利用5則の、5つの守るべき事項がございます。1つ目といたしましては、車道は原則左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先といったことになります。2つ目としましては、交差点では信号と一時停止を守って安全確認。3つ目は、夜間はライトを点灯。4つ目は、飲酒運転は禁止。5つ目は、ヘルメットを着用となっております。

○16番（穴井宏二） 分かりました。この自転車安全利用5則、非常に大事な点でございます。警察庁は、この中で、酒気帯び運転やながら運転につきましては、本年の11月1日から罰則つき違反とすると決定したそうです。この中には、青キップを切られて違反金を納めなかったら懲役というふうな罰則もあるそうですが、まず違反による罰則はどのようなものがあるのか、答弁をお願いします。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

道路交通法によりますと、運転中の傘差しや携帯電話、ヘッドホンなどの使用をはじめ夜間の無灯火、ブレーキの不良、自転車の運転などの交通違反につきましては、5万円以下の罰金となっているようでございます。

○16番（穴井宏二） 分かりました。それで5月に成立しました改正道路交通法では、青切符が11月1日から切られる、これはなかなか知られていないですね。ですから、この周知をしっかりとやってもらいたいなというふうな声もありますので、ぜひお願いしたいと思います。

では、道路交通法では、乗車用ヘルメットに関する規定、これはどうなっていますでしょうか。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

改正されました道路交通法第63条の11によりますと、1つ目といたしまして、「自転車の運転者は乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならないとされております。2つ目といたしましては、自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない」とされており、さらに3つ目といたしまして、「児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときには当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければ

ならない。」とされているところでございます。

- 16番（穴井宏二） それでは、大事な子どもさんや高齢者についてのどのような取組をされているのか。生活環境課、または学校教育課、それぞれ答弁をお願いしたいと思います。

- 生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

本課では、市民に対しまして全体的な安全対策に対する呼びかけを行うとともに、地域に密着した広報啓発活動といたしまして、高齢者の方に対し地域のグラウンドゴルフ大会等に赴き、交通安全教室を行っているところでございます。

そのほか、大分県と協力いたしまして、「いきいき交通安全体験講座」を実施し、自転車シミュレーター等によります体験も実施しているところでございます。

- 学校教育課参事（吉武功二） お答えいたします。

学校では、学級や学年集会等において交通安全指導を行っております。特に、小学校では毎月、別府警察署交通課から届く「交通安全子どもニュース」を活用した交通安全指導を行っております。

道路交通法の改正に基づき、自転車安全利用5則のチラシを用いたヘルメットの着用啓発を含めた自転車安全指導も行っております。また、新入園児・新入学時児童を対象とした「移動交通安全教室とんとんとまれ」や小学3年生を対象とした「自転車交通安全教室」を毎年実施し、ルール・マナー、安全意識の向上に取り組んでいます。この「自転車交通安全教室」では、自転車保険加入の重要性についての啓発も行っています。

さらに、毎年小学校1校、中学校1校を「自転車安全利用モデル校」に指定し、自転車の交通ルール遵守の意識やマナーの向上に取り組んでいます。

- 16番（穴井宏二） 分かりました。それで、大事なのはやっぱりヘルメットの着用になるんですね。国の発表によりますと、2018年から2022年まで自転車乗車中に亡くなった人の56%は、頭部に致命傷を負っているとの報告がありました。次に胸部、これが12%となっており、死亡者を減らすためにはやはり頭部を絶対守らないといけない、こういうふうなことが分かります。

この命を守るヘルメットが大事なんですけども、他の自治体では、ヘルメット購入について補助をしているところも出てきております。非常に大事なことだと思います。幼少期から中学、高校、大人になるにしたがって、頭のサイズもだんだん成長して大きくなりますので、何回か買い増しをすると、そういうふうなことになると思うんですけども、そのような命を守るヘルメットの購入費に対する補助、これについての考えはどうか。

それから、またもう一つ大事な点で、自転車保険の加入も大事だと思いますけれども、この2点につきましてお考えはどうか、お聞きしたいと思います。

- 生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

まずはヘルメットについてでございますが、本市といたしましては、他都市の導入動向を見ながら警察機関と連携し、市内のヘルメットの利用状況に応じて調査研究してまいりたいというふうに思います。

自転車保険につきましては、現在のところ自転車保険の加入率として民間の損害保険会社の調査によりますと、令和5年度の自転車保険加入率は全国で65.6%であり、大分県は70.5%と、第9番目に高い購入率となっているところでございます。本市といたしましては、今後とも警察機関と連携し、効果的な対策や広報を行ってまいりたいと考えております。

- 16番（穴井宏二） 分かりました。ヘルメットの購入費の補助については、型通りという考えでございますけども、ここはやっぱり真剣に考えていかなければいけないところじゃないかなと思いますので、今後とも私も質問を取り上げていきたいと思います。

では最後に、「こども自転車大分県大会」への参加についてですけども、今回私初めて、

大分市で行われましたこども自転車大分県大会に参加というか、見学をさせていただきました。それで参加校が、実際2校しかなかったんです、県下で2校しかなかったという状況でございました。コロナの影響もあって、久しぶりに行われたんじゃないかなと思っておりますけれども、そういう中で子どもたちは非常に熱心にされておりました。一旦停止、また左右の確認等に重点を置いてコースをつくってされておりました、非常にいいことだなと思ったところでございます。

そこで、このこども自転車大分県大会については、別府市としてはどう考えていらっしゃるのか、お答えしていただきたいと思います。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えします。

「こども自転車大分県大会」は、小学生が正しい自転車の乗り方と交通ルールの知識を学ぶことのできる大会です。今年度は日程等の都合で別府市から参加できませんでしたが、来年度は市内小学校に大会参加を呼びかけていきます。

○16番（穴井宏二） 子どもの自転車の安全のためにも、以前は各小学校に出向いて自転車のブレーキとか、構造的な部分をチェックしていたと。学校でも自転車交通安全教室をやっていたということでございますけれども、大会の参加は、これは情報機関がしっかり周知をしないといけないという部分もありますので、そこら辺もしっかり連携を取りながら、また学校での自転車交通安全教室、ソフト面・ハード面についても十分取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

では、この項の質問はこれで終わります。

続きまして、自治体コールセンターにつきまして質問をしたいと思います。

この自治体コールセンターにつきましては、数年前に質問をしたこともございましたが、最近このコールセンターは非常によかったという声がありまして、再び取上げをさせていただきました。私が聞いたのは、延岡なんでも相談センター、そういうふうな名称でありますけれども、一回ちょっと試しに電話しましたら、非常に難しい質問を投げかけたら、何とかうまく答えていただいて、非常にすばらしいなと思ったところでございます。

また、ほかには長崎のあじさいコール、また倉敷市の総合コールセンターなどがございますけれども、まずそのコールセンターのメリット・デメリットにつきまして、どのように捉えていらっしゃるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

総合コールセンターを導入するメリットとしましては、ある程度の問合せであれば、電話を回されることなく解決ができることや、各課の電話対応による職員の負担が軽減され、窓口対応や事務処理業務に集中できること、また、常にFAQ、これはよくある御質問と回答でございますが、FAQを最新の状態で整理しておくことで、信頼性の高いサービスの提供ができることなどが挙げられます。

デメリットとしましては、業務委託に係る導入コスト、ランニングコストが高額であること、FAQを常にアップデートしなければならず、その対応に追われることで、業務の負担となることなどが挙げられます。

○16番（穴井宏二） 分かりました。今、これについては非常にデメリットは少ないと思うんですが、FAQを常にアップデートということがございました。これは私も民間の企業で経験があるんですけども、さほど難しくはない状況なんですね。長崎のあじさいコールに聞きましたけども、同じようなことを言っておりました。

それからもう一つのメリットが、これはあまりあってはいけないんですけども、今回能登半島地震がございましたけれども、この災害対応ですね。罹災証明とか様々な被災者支援につきまして、対口支援方式というのがあるそうです、言葉としては、対口支援方式というのがあるそうです。被災自治体とほかの都道府県の政令指定都市、自治体をペアにす

る方式で、コールセンターの運営企業が被災地から遠い場合に、迅速に住民の相談・要望に対応できるように、大災害の後の行政的な対応に十分役立っているとのことでございまして、非常に、カウンターパート方式というんですかね、そういうふうな対口支援ができてよかったと、そういうふうなこともあったそうでございます。

そこで、現在はデジタル化が推進されまして、先ほども質問させてもらいましたが、書かない窓口、また行かない窓口、これ障害福祉課で進んでおりますけれども、そのような取組もありましたが、情報提供の方法も様々多様化しております。コールセンターの導入は、職員が電話対応以外の業務に集中できて、その分お客様対応に当たれるなどの利点があると思っております。

今後、別府市としてコールセンターの導入等につきまして、考え方を教えてもらいたいと思います。

○次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

コールセンターにつきましては、総合的なものは行っておりませんが、例えば給付金事業やプレミアム商品券事業、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業など臨時的・緊急的な事業で問合せが集中すると見込まれる場合などは、コールセンターを開設して対応しております。

また、デジタル化も進めており、市の公式ウェブサイトやLINE上では、システムで問合せ対応を行うチャットボットを導入し、ライフイベントや障害福祉関係、ごみと資源の収集カレンダーなどについて対応しており、最近では生成AIを活用した子育てチャットボットの実証運用を開始しております。

情報提供の方法は多様化しており、多様化してきております。各課の業務にかかる負担と、効率化やコスト面などを総合的に勘案しながら、市民が利用しやすい方法で情報提供できるように努めたいと考えております。

○16番（穴井宏二） ありがとうございます。別府市としても、その場、そのときそのとき随時コールセンター的なものをされてるということでございます。

倉敷市のコールセンターにつきましては、90%がコールセンターへの問合せで完結をしているということで、職員への業務への集中がしやすくなったというような声もあるそうです。また、休日や時間外への対応もできて、多様な働き方をする市民をサポートできると、閉庁している時間帯でも対応できるということでございました。また、夜9時まで年中無休で対応しているとのことで、非常に喜ばれているとのことでございましたので、ぜひとも前向きにというか、お願いしたいなと思います。

では続きまして、次の質問に入ります。

消防救急につきまして、質問をしたいと思います。近隣自治体との相互応援、また、軽の救急車、消防車につきましても若干質問したいと思います。

近隣自治体との消防救急の応援でございますけれども、現在までの相互応援について、協定等の状況、これはどのようになっていますでしょうか。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

大規模災害時は大分県常備消防相互応援協定として、県内14消防本部と応援協定を締結しております。また、大分市鳴川地区及び国道10号、秋草葬祭場については、協定を補完する形でそれぞれ覚書を交わしており、火災、救急出動等の際に、別府市管外ではありますが、第一出動で消防隊や救急隊を1から2隊応援出動することとなっております。

○16番（穴井宏二） 分かりました。では、それぞれの地区におきまして経緯をお伺いしたいのですが、大分市鳴川地区と国道10号についての経緯を簡単にお答えください。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

大分市の鳴川地区及び国道10号両郡橋からうみたまご付近までは、以前は119番通報

すると別府市の通信指令室に入電しており、協定当時の別大国道については片側2車線であり、朝夕の渋滞が多く、大分市からの出動では、到着が遅れることから、管外ではありますが、別府市から火災・救急・救助に関して定められた部隊数を、応援出動する計画として、平成18年に申し合わせております。

- 16番（穴井宏二） 当時は2車線だったということで、現在は3車線に国道10号がなっておりますけれども、この大分市からの出動はどこから出動していたのか。また、ここ数年の相互応援の出動件数はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

- 消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

大分市からは、西大分の出張所のほうから出動するようになっております。

出動件数につきましては、令和4年以降鳴川地区及び国道10号両郡橋からうみたまご付近では出動件数はゼロ件となっております。

- 16番（穴井宏二） 分かりました。では、日出町の秋草葬祭場、これについてお答えください。

- 消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

秋草葬祭場についても、同様に119番通報すると別府市の通信指令室に入電することから、救急事案のみ、応援出動する計画として、平成24年に申し合わせております。

- 16番（穴井宏二） それでは、ちょっと2点お伺いしたいんですけども、大分市の鳴川地区や国道10号、また日出町の秋草葬祭場については、あらかじめ計画しているということでございますけども、119番通報は、大分県内全てが、おおいた消防指令センターで受信することになりましたけれども、この計画でどうなるのか、また、例えば日出町の豊岡地区での救急事案があった場合については、別府市が出動していくのか、そこら辺はどうなっているか、ちょっと私も聞かれましたので、この2点をお答えいただきたいと思います。

- 消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

おおいた消防司令センターで119番通報を受信することになっても、市町村消防の原則に基づき、日出町豊岡で救急事案があった場合は、これまでどおり杵築速見消防組合消防本部が出動することとなります。ただし、同消防本部の救急隊では対応できず、消防隊による救急支援活動も困難な場合等は、本市に相互応援の要請があった場合については、出動することもございます。

- 16番（穴井宏二） 分かりました。しっかりよろしくお願いします。

では続きまして、軽の消防車、救急車について簡単に質問したいと思います。

この軽の消防車、救急車につきまして、概要を簡単に説明していただけますか。

- 消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

救急自動車の運用要件は定められており、隊員3名以上、傷病者を2名以上収容できることや、長さ1.9メートル、幅0.5メートルのベッド1台以上を載せられることが条件となっております。軽救急車については、離島や山間部などの狭い道路により、通常の救急業務ができない場合での使用を認められております。また、軽消防自動車についても、同様条件の下地域事情から導入している消防本部もあります。

- 16番（穴井宏二） 分かりました。

では、軽の救急車でございますけれども、非常に小回りが利いて狭い道路でもまっすぐに行ける、また傷病者の接触までの時間が短縮できる、また移動が少なく、傷病者の負担が軽減できるということで、臼杵市でも導入されたようでございますけれども、大分県内の軽の救急車の導入状況、これはどうなっているのかを教えてくださいたいと思います。

- 消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

軽救急車については、臼杵市、竹田市と姫島村が導入しております。

○16番(穴井宏二) この軽の救急車でございますけれども。以前までは自動式心臓マッサージ機が使えなかった、積み込むことができなかったということでございましたけども、これが常備できるようになったということで、臼杵市も導入に踏み切ったということでございました。

それでは、軽の消防車もございます。この軽の消防車も非常に小回りが利いていいということでございますが、この軽の消防車の導入状況、またもう一つ、今後別府市では軽の救急車、また消防車について導入のお考えがあるのかどうか、お答えをお願いしたいと思います。

○消防本部警防課長(後藤英明) お答えします。

軽消防車の導入状況について、日田玖珠広域消防組合消防本部では、緊急消防援助隊無償使用車両として、山岳救助、捜索、自然災害に対応する小型救助車を受領しており、臼杵市消防本部では、小型運搬車を導入しております。

今後の導入状況については、既に導入している臼杵市消防本部の管内では、救急車を停車した道路からおおむね500メートル以上離れた場所に家がある世帯が17%、城下町のため、道路狭隘で救急車が入れない地区が全世帯の35%程度、救急車の現場到着から傷病者に接触まで2分以上かかった事案が150件あったようです。

本市では、救急車の近づけない地域としては、特に該当する場所はないと考えておりますが、仮に、山間部の地域を世帯数で見ると全体の0.4%未満、令和5年の救急事案と照らしてみても、現場到着から2分以上かかった事案は、山間部では1事案のみでありました。活動が遅延するような地域はなく、同様の要件を満たすような広範囲の山間部はございません。

また、出動体制について、大分県内を見ますと、大分市と別府市では救急隊の支援活動に消防隊が出動する体制となっていますので、十分に対応できることから現在のところ導入の予定はありません。しかしながら、傷病者の負担もありますので、社会情勢や他都市の導入状況について、今後も注視したいと思います。

○16番(穴井宏二) 分かりました。しっかり住民に寄り添った調査をお願いしたいなと思いますし、臼杵市では一件一件調査しました。これはどういう調査の仕方をしたか分からないんですけども、一件一件調査した上でのこのデータですということでございました。しっかりそこらの細かい調査をやってもらいたいなということを要望して、この質問を終わりたいなと思います。

続きまして、空き家の質問でございます。

空き家の件でございますけれども、昨年12月に空家特措法が改正されました。これまで行政代執行が可能だった特定空き家に加えて、管理不全空き家も新たに指導・勧告の対象となるようでございます。今までは国の方針や行政に任せ切りであった空き家問題の解決につきまして、国としても民間団体との連携を進めて、問題解決への糸口となるようにかじを切りました。

そこでまず、本市の空き家の推移、また総数につきまして、どのように変化してきているのか、答弁をお願いしたいと思います。

○建設部次長(渡邊克己) お答えいたします。

平成25年の空き家実態調査では、940件の空き家を確認しており、令和4年度にそのデータを基に実施しました実態調査では、空き家総数2,407件となっております。この9年間でおよそ2.5倍に増加しておるような状況でございます。

○16番(穴井宏二) 改正空家特措法では、管理不全空家に対して、新たに自治体から指導・勧告を行えるようになったということでございます。従わない場合は、住宅用地特例として固定資産税は6分の1に減額される法律が適用されなくなるということでございます。

また、空き家活用促進のためにできるようになったことは大きく2つあるようでございまして、市町村単位で空き家等活用促進区域を定めることができる、また、空家等管理活用支援法人として自治体から民間企業にアウトソーシングできるようになったと。例えば不動産会社、リフォーム業者と協力して、空き家等の管理や活用を進めていくことができるようになってきているようでございます。

そこで、空き家の状態につきましては、利活用可能なものから、倒壊の危険があるようなものまで様々あると思いますけども、この状況の把握はどうなっているのか、また空き家の多い地域、なぜ空き家が多いのか、そういうふうな理由が分かれば教えてもらいたいと思います。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

2,407件の空き家のうち、現状のまま利活用可能な空き家につきましては全体の78%、大がかりな修繕が必要なものや、利用できない空き家は22%となっております。また、倒壊など危険性のある空き家については、199件把握しております。

地区別での空き家数は、朝日地区が一番多く、亀川地区、上人地区、浜脇地区の順に多く、それらの地区に空き家が多くなっている理由については、高齢化や人口の減少、また、立地的な問題として、狭小な敷地が多く、売買や賃貸が困難なことなどが考えられます。

○16番（穴井宏二） 分かりました。今言われた高齢化との理由、また人口減少等あるようでございます。この人口減少に関連して、やはり言われているのが、相続をする人がいないと、それで空き家になってしまった、子どもが出ていってしまってもう帰ってこない、そういうふうな相続の問題もかなりウェイトを占めているようでございますので、しっかり要因分析等、また対策をお願いしたいと思います。

それで、利活用可能な空き家に関しましては、全体の78%を占めているということでございました。この空き家を減らすためには、利活用の促進が非常に大事になってくると思います。また、空き家の中には風情のある古民家と言われるような空き家をリノベーションして、カフェとか民泊、ホテルなどに利活用している話も聞きますけども、まずこの一般的な空き家、古民家と言われるものの定義、これはあるのかどうか、教えてもらいたいと思います。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

古民家の定義につきましては、明確な定義はありませんが、一般的には伝統的な建築工法であります木造軸組工法で建てられ、築年数が50年以上のものが古民家とされているようでございます。

○16番（穴井宏二） 分かりました。一般社団法人全国古民家再生協会というのがあります。十分御存じだと思いますけども、県内では中津市や国東市が古民家活用に関する協定を結んでおりまして、古民家などの再生をアドバイスしているようでございます。この協会と、空き家古民家再生、別府市は他市に比べてあまり多くないかもしれないと言っておりますけれども、この課題の解決につきまして、連携はどのように図っていくのか、答弁してもらえますか。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

本市においては、宅地建物取引業協会などと連携協定を結び、土地・建物の処分に関する相談や、情報の共有を行っているような状況でございます。今後も一層の連携強化を図り、空き家対策に取り組んでまいります。

○16番（穴井宏二） 分かりました。この古民家の再生につきましては、国の補助制度としまして、まちなみ環境整備事業、また古民家等観光資源化支援事業があるようでございます。古民家を修理してカフェやホテルなどにしているそうでございますが、別府市内でもカフェに転換しているところも見られるようでございます。訪問して聞いてみたところ、

行政との相談をされましたかとお聞きしましたら、よく連携の仕方が分からないということで相談をしなかった、自分でやったということでございました。ほかはいろいろあると思いますけども、こういうふうな古民家を活用したいとの潜在的な声は多いと思いますので、そういう声をよく聞いて、相談に乗ってもらいたいと思います。

その上で、そのような相談窓口や体制はどうなっているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

空き家の問題や課題は、内容が多岐にわたる場合が多く、ワンストップで適切なアドバイスや提案が行えるように宅地建物取引業協会、建築士会、土地家屋調査士会、行政書士会から専門家の方にお集まりいただき空き家相談会も随時開催し、様々な相談に対応できるような体制を整えております。

○16番（穴井宏二） 正直言って、それだけではちょっと不十分じゃないかなと思いますんで、いろいろほかに方法を考えながら対応してもらいたいと思いますし、またシルバー人材センターにも500人以上の方が在籍しているようでございまして、宅建の資格を持っていらっしゃる方もいるようでございます。そういうふうな様々なところと連携を取って、お願いしたいと思います。

昨年の12月に申し上げましたが、空家特措法が改正されて、空家等管理活用支援法人に関わる制度が創設されました。民間法人が公的な立場から活動しやすい環境を整備して、行政の補完的な役割を果たすことができるようになったようでございますけども、既に指定を行った法人などはあるのか、そこら辺を教えてください。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

空き家の活用拡大としまして、空家等管理活用支援法人の指定に向けた協議を宅地建物取引業協会別府支部と進めているところでございます。今後は、空き家プラットフォームとしての機能を備えたサポート体制の構築を図っていきたいと考えております。

○16番（穴井宏二） ぜひ、しっかり連携取ってよろしくをお願いしたいと思います。では、この項はこれで終わります。

では最後に、電子地域通貨について質問をしたいと思います。

これまでプレミアム付商品券、また「エール券」事業を先駆的に実施した中で、昨年度デジタル商品券を導入しております。その将来的な展開としまして、デジタル地域通貨の導入を見越していると思いますけども、各地域の状況を調べられたと思いますが、そのメリット・デメリットについてどのような認識を持っていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

デジタル地域通貨は、2017年に飛騨高山地域の「さるぼぼコイン」が開始された後、全国的に実施されており、九州内では、長崎県南島原市の「MINAコイン」、宮崎県延岡市の「のべおかコイン」、福岡県八女市の「ロマン」など、各地域で、行政ポイントとの併用につなげる取組を行っています。大分県内では、玖珠町が導入に向けた準備を進めているとのことです。

デジタル地域通貨導入のメリットとしては、通貨の域内循環による「地域経済の活性化」や「観光・地域外流入促進」、地域ポイント制度によるボランティア活動や地域活動などの「コミュニティ活性化」のほか、利用実績の分析による経済活動の「見える化」により、データの活用が可能になることが挙げられます。

一方、デメリットとしては、スマートフォンの利用者でなければデジタル通貨の利用ができないこと、取扱い店舗や利用者が一定数いないと、ランニングコストを賄うことができずサービスの継続ができなくなること、などが考えられます。

○ 16 番（穴井宏二） 分かりました。詳しく説明いただきましてありがとうございます。

玖珠町では、高齢者に配慮しまして、スマートフォンだけではなくて、専用のカードでも利用できるようにする予定との記事が見られました。また、町内を走るバスやタクシーなどの支払いにも、支払いにも使えるようにするというふうになっておりまして、だんだんバージョンアップしてきたかなと思っております。今後、デジタル地域通貨導入に向けての別府市の考えと今後の方向性をお答えいただきたいと思います。最後に、御答弁をお願いします。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

今年度、本市におけるデジタル地域通貨の導入可能性調査を行い、全国の先行事例の詳細な調査のほか、別府市で導入する場合の持続可能で最適な運営モデルや仕組みなどを提案を受けまして、今後の展開に生かしていく予定でございます。

○ 16 番（穴井宏二） 私も、八女市のロマンとかちょっと聞き取りに行ってみまして、非常に面白い取組されてるなと思いました。今後、別府市もさらにバージョンアップしたこの電子デジタル地域通貨、大成功になるように御祈念いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（加藤信康） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時 43 分 散会